

第3期  
愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画

2026年3月





あいさつ

競馬などの公営競技やばちんことといったギャンブル等については、多くの方が楽しんでいて一方で、それらにのめり込むことにより、日常生活や社会生活に支障が生じたり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連する問題を来たす場合もあり、ギャンブル等依存症問題への対策は極めて重要な課題です。

特に、近年、ギャンブル等依存症についての若年者からの相談の増加や社会問題化する違法オンラインカジノの影響など、ギャンブル等依存症を取り巻く状況は複雑かつ深刻化しており、それらの問題に適切に対応するには、対策の充実・強化を図る必要があります。

本県では、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づく計画として、2020年3月に「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定して以降、様々な対策に取り組んでまいりましたが、この度、2025年3月に改定された国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を踏まえ、より一層ギャンブル等依存症対策を総合的かつ効果的に推進するため、「第3期愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定いたしました。

本計画では、新たに「依存症対策センターを核にした総合的な依存症対策の推進」や「動画やSNSを活用した普及啓発等による若年者対策の強化」等に取り組むほか、「発症予防」、「進行・再発予防及び回復支援」、「依存症対策の基盤整備」、「多重債務問題等への取組」の4つの分野における取組を、関係機関との連携を図りながら継続して実施し、ギャンブル等依存症対策を効果的に推進してまいります。

ギャンブル等依存症対策の一層の推進にあたっては、国及び関係機関、民間団体、そして県民の皆様方との連携が不可欠です。誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、全力で取り組んでまいりますので、第3期計画に関わる全ての方々の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定に当たり、御尽力をいただきました愛知県ギャンブル等依存症対策推進協議会の委員の皆様を始め、貴重な御意見をいただきました多くの方々に対しまして、心から感謝申し上げます。

2026年3月

愛知県知事 大村秀章



# 目次

## 第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等

### I はじめに

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 計画の性格、期間、基本理念等…………… 4
- 3 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）等の責務…………… 6

### II 本県のギャンブル等をめぐる状況

- 1 ギャンブル等の状況…………… 7
- 2 ギャンブル等依存症問題の状況…………… 7

### III ギャンブル等依存症対策の方向性…………… 12

- ※計画の体系図…………… 13

## 第二章 具体的な取組

- ◇依存症対策の充実・強化に向けた取組…………… 14

### I 発症予防

- 1 予防教育・普及啓発
  - (1) 依存症の理解を深めるための普及啓発…………… 16
  - (2) 関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組…………… 19
  - (3) 消費者向けの総合的な情報提供…………… 24
  - (4) 地域における普及啓発及び青少年等に対する普及啓発…………… 25
  - (5) 学校教育における指導…………… 26
  - (6) 金融経済教育における啓発…………… 27
- 2 関係事業者におけるアクセス制限等
  - (1) 本人・家族申告によるアクセス制限…………… 28
  - (2) 20歳未満の者による投票券購入の禁止等…………… 33
  - (3) 営業所内におけるATMの撤去等に関する取組…………… 35

### II 進行・再発予防及び回復支援

- 1 相談支援
  - (1) ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援…………… 36
  - (2) 福祉関連従事者における適切な支援…………… 40
  - (3) 多重債務相談及び消費生活相談における的確な対応…………… 42
  - (4) 生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症問題の知識向上…………… 43
  - (5) 関係事業者における相談支援や治療につなぐための取組…………… 44
- 2 家族への支援…………… 48
- 3 医療提供体制の整備…………… 50

4	民間団体の活動に対する支援	54
5	社会復帰支援	
(1)	就労支援関係者のギャンブル等依存症問題の知識の向上	56
(2)	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援	57
<b>III 依存症対策の基盤整備</b>		
1	依存症対策の体制整備	
(1)	依存症対策センターを核にした総合的な依存症対策の推進	58
(2)	包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現	59
(3)	関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等による体制整備	61
2	ギャンブル等依存症問題に関する調査研究	63
3	人材の確保	64
<b>IV 多重債務問題等への取組</b>		
1	多重債務問題等への取組	
(1)	多重債務問題への取組	66
(2)	宝くじにおける自主的な取組の推進	67
2	オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組	
(1)	違法なギャンブル等の取締りの強化	68
(2)	オンラインカジノの違法性等の周知	69
<b>第三章 ギャンブル等依存症対策の推進体制と進行管理等</b>		<b>70</b>
<b>参考資料</b>		
資料1	ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）	72
資料2	ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議	78
資料3	ギャンブル等依存症対策基本計画 令和7年変更【概要】	79
資料4	愛知県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱	80
資料5	愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定経過	83
資料6	2024年度県政世論調査「ギャンブル等依存症について」（抄）	84
資料7	愛知県ギャンブル等依存症対策推進に関する調査（抄）	86

# 第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等

## I はじめに

### 1 計画策定の趣旨

- ギャンブル等については、多くの人々が競馬などの公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことによりギャンブル等依存症と呼ばれる状態に至り、ギャンブル等依存症である者及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。
- また、ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療及び支援に関する情報を得る機会が十分でないなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難いことがあります。
- そうした中、国において、2018年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）が施行されました。基本法は、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、関係事業者、国民等の責務及び国や地方公共団体が取り組むべき基本的施策等を示すことにより、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的としています。
- また、基本法においては、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定のうえ、少なくとも3年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更することが国に義務付けられました。
- 都道府県についても、「基本計画を基本とするとともに、都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するように努めること。」とされたとともに、少なくとも3年ごとに都道府県の計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないこととされました。
- このような状況を踏まえて、本県では、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進するため、2020年3月に「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」、2023年3月に「第2期愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「第2期県計画」という。）を策定しました。
- このたび、国は基本計画について、前回の変更から約3年が経過したこと等に伴い、所要の検討を加え2025年3月に変更しました。（2025年3月に変更した計画を、以下「2025年基本計画」という。）本県も同様に、2025年基本計画を基本としつつ、県の実情を踏まえて、本計画を策定するものです。

- 本計画に基づき、国、市町村、関係事業者及び支援機関等と連携し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援を充実させることにより、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。

## ◇ギャンブル等依存症対策基本法（抄）

### ○ギャンブル等依存症対策基本法の目的（第1条）

（前略）ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

### ○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本理念（第3条）

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

### ○都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（第13条）

- 1 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。
- 2 略
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第23に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

### ○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本的施策（第14条～第23条）

① 教育の振興等	⑥ 民間団体の活動に対する支援
② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施	⑦ 連携協力体制の整備
③ 医療提供体制の整備	⑧ 人材の確保等
④ 相談支援等	⑨ 調査研究の推進等
⑤ 社会復帰の支援	⑩ 実態調査

## ◇国のギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について（2025年3月）

### ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について①

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

#### 現状

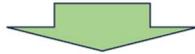
- ・コロナ禍を経て公営競技のオンライン化が一層進行（売上げの8～9割がインターネット投票）
- ・地域における関係機関間の更なる連携強化が必要

#### 今後の取組

##### 1. 公営競技のオンライン化への対応

オンラインで行われるギャンブルにはギャンブル等依存症につながりやすい特徴があるとの指摘がある。

- (例)
- ・時間や場所を選ばずにアクセスができる。
  - ・実際に金銭を賭けている感覚が乏しくなる。
  - ・より短期間により多額の借金を抱える傾向がある。



##### ① アクセス制限制度等の利便性向上及び効果的な周知

- (例)
- ・申請のオンライン化等利便性の向上を検討
  - ・医療・相談の現場と連携し、当該制度を積極的に紹介し、活用を促進

##### ② インターネット投票データ等を分析し、効果的なギャンブル等依存症対策につなげる。

##### ③ クレジットカード等後払い決済の見直しの検討

##### 2. 若年者対策の強化

医療・相談現場において、若年者からの相談が増加しているとの指摘がある。



##### ① 動画等の資料を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化

##### ② 若年者への普及啓発の観点から、地域において教育委員会等との連携を強化

##### ③ 各相談窓口において、電話に加え多様な相談手段を検討

##### 3. 依存症対策の基盤整備等

##### ① 地域における専門医療機関等の整備の推進

##### ② 多重債務問題等の観点から、地域の相談拠点と司法書士等の連携を強化

##### ③ 宝くじについて、ウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、自主的な取組を推進

1

### ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について②

#### 現状

- 近年、オンラインカジノサイトへのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されており、取締りに加え、関係省庁が連携し、
  - 1 オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育
  - 2 オンラインカジノサイトやインターネット上における広告・紹介サイトへのアクセスの抑止
  - 3 オンラインカジノへの送金やオンラインカジノでのクレジットカード決済の抑止等の対策を推進する必要

#### 今後の取組

##### 1. 取締りの強化

- オンラインカジノを含めたオンライン上で行われる賭博事犯に対しては、賭客のみならず収納代行業者やアフィリエイト等、オンライン上で行われる賭博の運営に関与する者の取締りを強化

##### 2. オンラインカジノの違法性等の周知

- ポスターやSNS等を活用し、広く違法性の周知等を推進するとともに、青少年向けのリーフレットや「インターネットトラブル事例集」等の資料や非行防止教室等の機会を活用するなどして、青少年への教育・啓発を実施

##### 3. オンラインカジノサイトへのアクセス対策

- 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」やその解説に準じて、オンラインカジノの広告表示や紹介サイトの開設の禁止等適切な対応をとるよう、事業者に普及啓発を実施。また、情報流通プラットフォーム対処法の早期施行に向けて準備を進めるとともに、施行後には大規模プラットフォーム事業者による違法・有害情報の削除等の運用状況の透明化が図られるよう、適切な運用を推進

- 広くフィルタリングの普及啓発を実施するとともに、事業者に働き掛け、フィルタリングの導入を推進。また、依存症患者への治療の現場においてフィルタリングの活用についても検討されるよう、医療従事者への周知を実施

##### 4. オンラインカジノの決済手段対策

- オンラインカジノへの送金やオンラインカジノでのクレジットカード決済の抑止のため、事業者等に対する注意喚起、要請等を実施

※ 上記の取組は、違法オンラインカジノ対策に関する関係省庁連絡会議の関係省庁において政府横断的に実施

2

出典：内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局ウェブページ

## 2 計画の性格、期間、基本理念等

### (1) 計画の性格

本計画は、基本法第13条に規定される「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」です。

### (2) 計画の期間

本計画の期間は、2026年度から2028年度までの3年間とします。

### (3) 計画の基本理念

本計画においては、ギャンブル等依存症対策を推進するため、以下の基本理念を定めます。

- ア ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策と円滑な日常生活及び社会生活への支援
- イ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

### (4) 取組に関する基本的な考え方

基本理念の実現に向け、以下の基本的な考え方にに基づき、具体的な取組を進めます。

#### ア PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進

本計画に定める施策の目標については、適時にその達成状況を調査し、進捗状況を把握し、その対策の効果の評価や国が行う実態調査の結果等を踏まえて、計画の必要な見直しを不断に行います。

#### イ 重層的かつ多段階的な取組の推進

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があり、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要です。このため、本計画においては、教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、ギャンブル等依存症の予防等に資する関係事業者の取組、相談支援等の推進、医療提供体制の整備、社会復帰支援など、様々なアプローチによる取組を推進します。

#### ウ 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連する（ギャンブル等依存症及び関連して生ずるこれらの問題を、以下「ギャンブル等依存症問題」という。）ことに鑑み、ギャンブル等依存症問題の関係機関及び民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関連する取組を進めていくことが重要です。このため、本計画においては、これらの連携体制の整備を図るために必要な施策を講じます。

## (5) SDGs (持続可能な開発目標) を踏まえた計画の推進

SDGs (エス・ディー・ジーズ<Sustainable Development Goals>)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは開発途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものです。本県は、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、2019年7月に「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの達成に向けた取組を推進しています。

本計画を推進するに当たっては、SDGsの目標達成に資するよう、意識して基本施策に取り組み、豊かで活力ある未来を創ります。



### 3 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）等の責務

- 基本法では、国、地方公共団体、関係事業者（ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者）、国民、医療・保健・福祉・教育・法務・矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者のそれぞれの責務が定められています。
- 県は、本計画に基づき、国や市町村及び他の機関、民間団体と積極的に連携し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

#### 《それぞれの責務》

##### ＜国＞

- 基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

##### ＜地方公共団体（県及び市町村）＞

- 基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

##### ＜関係事業者＞

- 国及び地方公共団体を実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止（以下、ギャンブル等依存症の「予防等」という。）に配慮するよう努める。

##### ＜国民（県民）＞

- ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。

##### ＜ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者＞

- 国及び地方公共団体を実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

## II 本県のギャンブル等をめぐる状況

### 1 ギャンブル等の状況

#### (1) 県内の公営競技の状況

県内に所在する公営競技場は以下のとおりです。

	競技場名 (所在地)	競技施行者	売上の推移 <sup>注)</sup> (百万円)		
			2017年度	2020年度	2023年度
競馬	名古屋競馬場 (弥富市)	愛知県競馬組合	31,530	58,642	81,075
	中京競馬場 (豊明市)	JRA 日本中央競馬会	23,880	3,489	13,799
モーター ボート競走	ボートレース 蒲郡 (蒲郡市)	蒲郡市	83,302	133,175	162,455
	ボートレース とこなめ(常滑市)	常滑市・半田市	35,852	52,768	64,806
競輪	名古屋競輪場 (名古屋市)	名古屋競輪組合	12,927	26,068	25,667
	豊橋競輪場 (豊橋市)	豊橋市	12,639	19,282	25,805

注) 中京競馬場についてはオンライン売上を除く

#### (2) 県内の遊技業の状況

県内に所在する遊技場店舗等の状況は以下のとおりです。

	店舗数	機械設置台数		
		ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	合計
2017年度	583 か所	181,877 台	108,802 台	290,679 台
2020年度	492 か所	161,783 台	103,828 台	265,611 台
2023年度	382 か所	136,831 台	91,960 台	228,791 台

出典：全日本遊技事業協同組合連合会ウェブサイト（各年度 12 月 31 日現在）

### 2 ギャンブル等依存症問題の状況

#### (1) ギャンブル等依存症とは

- 依存症とはやめたくてもやめられない状態に陥ることであり、その種類は大きく分けて「物質への依存」と「プロセスへの依存」の2種類があります。ギャンブル等依存症は特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめりこんでしまう「プロセスへの依存」にあたります。
- 基本法においては、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている状態」と定義し、医学的な側面に限らず、社会的な側面にも着目して、支援を必要とする人たちに対し、対策がとられるようにすることをその趣旨としています。

#### (2) ギャンブル等依存症の状況

##### ア ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査

2023年度に独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにおいて、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握をするため、基本法第23条に基づく調査が行われています。

同調査では、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の1.7%と推計しています。

なお、同調査の対象年齢は、18歳から74歳で、「ギャンブル等依存が疑われる者」の男女別割合は、男性2.8%、女性0.5%です。本県の推計人口(2024年10月1日現在)に、この年齢・割合をあてはめた場合、男性は約7万5千人、女性は約1万3千人、全体で約8万8千人となります。

#### イ 2024年度県政世論調査「ギャンブル等依存症について」

(以下「2024年度県政世論調査」という。)

本県において、ギャンブル等依存症に関する県民の認識等を調査しました。

同調査は、2024年7月に無作為抽出により県内在住の18歳以上の男女3千人を対象として郵送で実施し、回収率は50.5%でした。本計画策定の基礎資料としています。

#### ウ 愛知県ギャンブル等依存症対策推進に関する調査

(以下「県内関係機関調査」という。)

本県において、ギャンブル等依存症に係わる医療機関・相談支援機関の現場の声を調査しました。

同調査は、2025年5月から同年6月に県内関係機関157箇所を対象として郵送・電子メールで実施し、回収率は75.8%でした。本計画策定の基礎資料としています。

### (3) ギャンブル等依存症問題の状況

基本法においては、ギャンブル等依存症にとどまらず、これに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題を広くギャンブル等依存症問題と捉え、その対策を推進することとしています。

ギャンブル等依存症問題については、各機関において相談支援等が行われており、その状況については、次のとおりです。

#### ◇ギャンブル等依存症問題に関する相談状況

表1 ギャンブル等依存症問題に関する相談状況(2023年度)

	全国	愛知県
精神保健福祉センターや保健所及び市町村に寄せられた「ギャンブル等」に関する相談件数 <sup>1)</sup>	27,598件	1,345件
財務局や地方公共団体に寄せられた「多重債務」に関する相談中、借金をしたきっかけが「ギャンブル等」であると判明したもの <sup>2)</sup>	財務局 452件 地方公共団体 912件	東海財務局 56件 県及び市町村 69件

1) 衛生行政報告例及び地域保健・健康増進事業報告による

2) 金融庁調査による

## ◇精神保健福祉センターにおける依存症に関する相談件数の推移

### ・全国

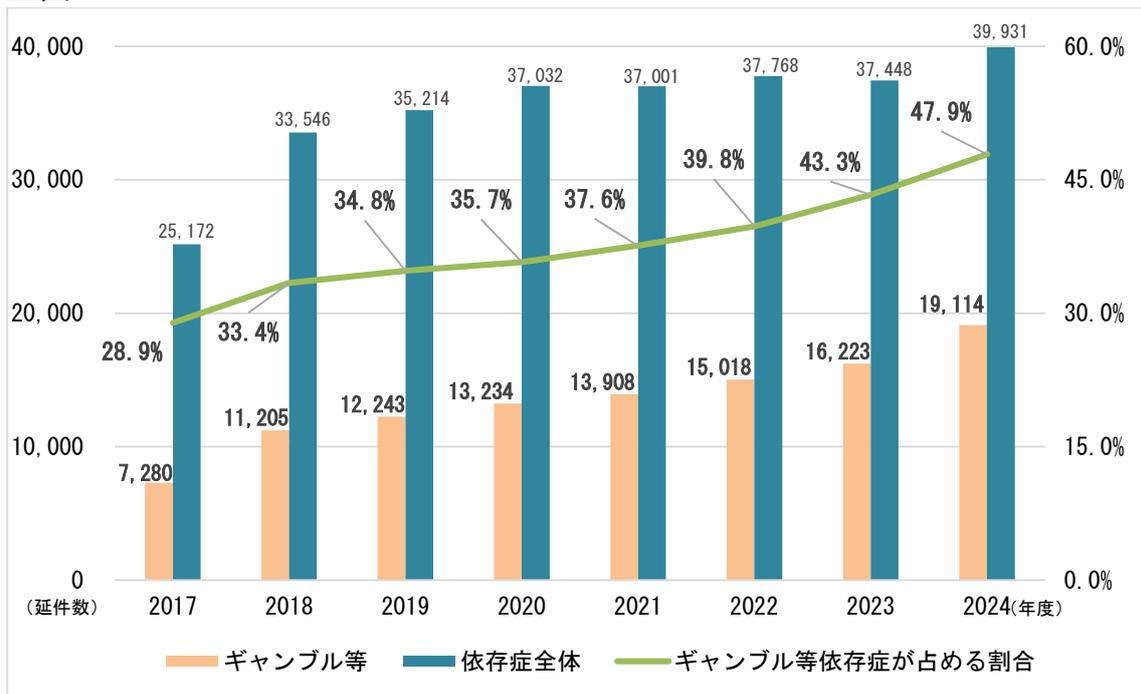


図1 精神保健福祉センターにおける依存症に関する相談件数推移（全国）

### ・愛知県 [名古屋市を含む]

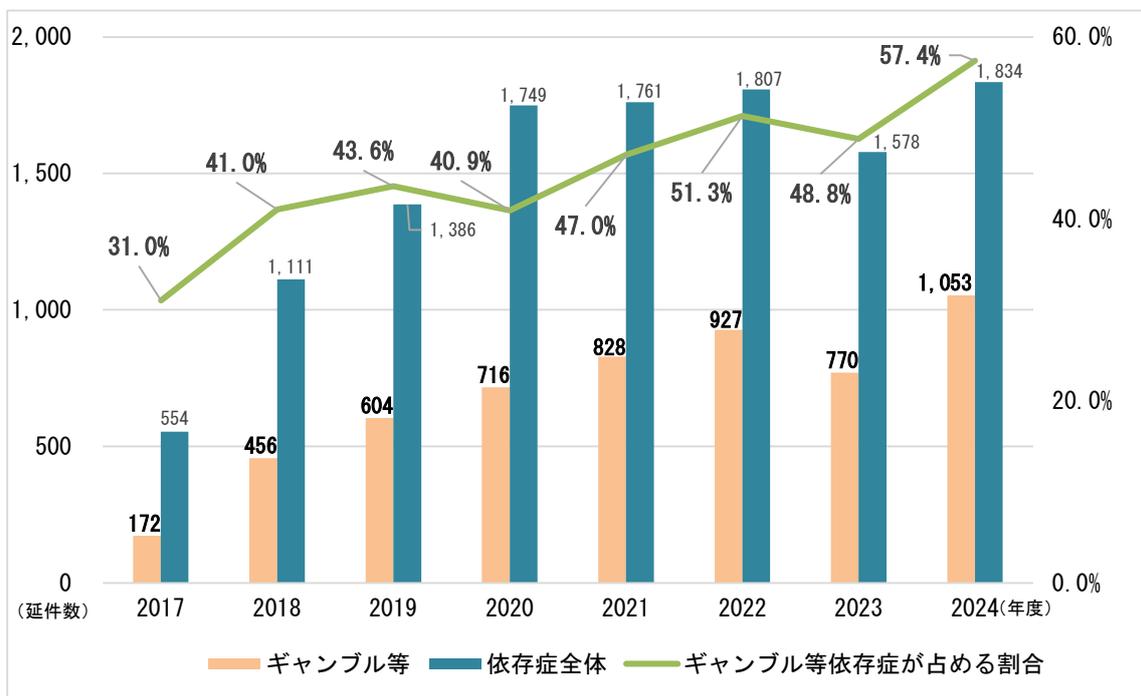


図2 精神保健福祉センターにおける依存症に関する相談件数推移（愛知県 [名古屋市を含む]）

本県におけるギャンブル等依存症に関する相談件数は年々増加し、2024年度には1,053件となっています。

また、依存症に関する相談のうち、ギャンブル等依存症が占める割合は、近年約50%前後で推移しており、全国と比較して高い水準となっています。

## ◇保健所及び市町村における依存症に関する相談件数の推移

### ・全国

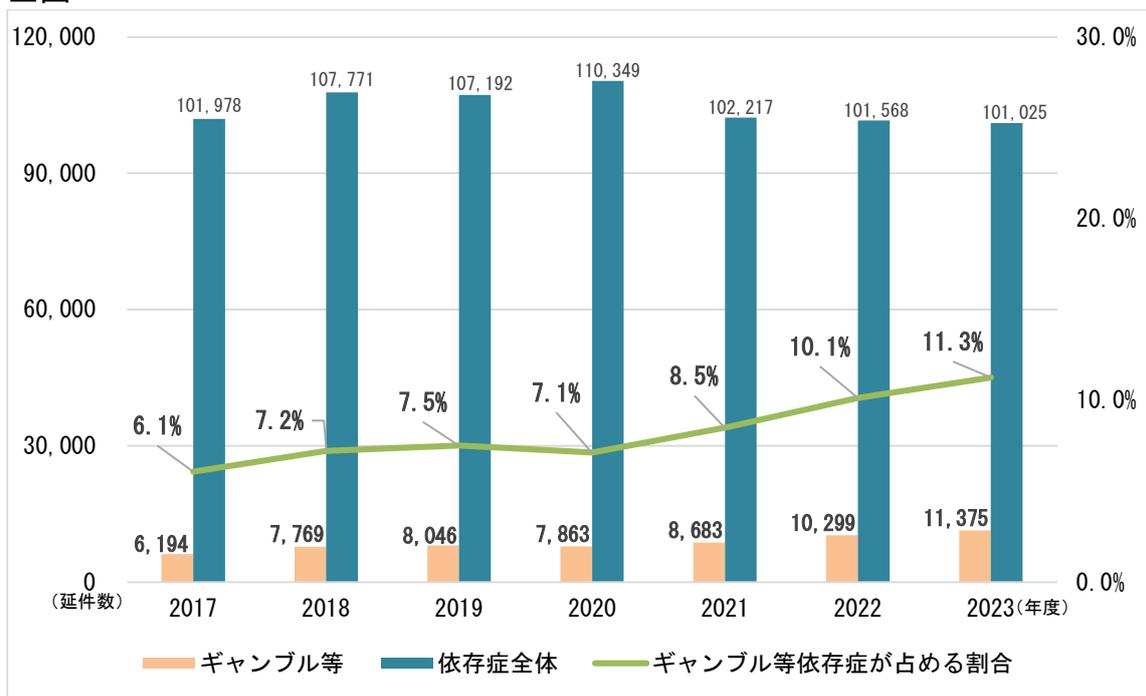


図3 保健所及び市町村における依存症に関する相談件数推移（全国）

### ・愛知県 [名古屋市を含む]

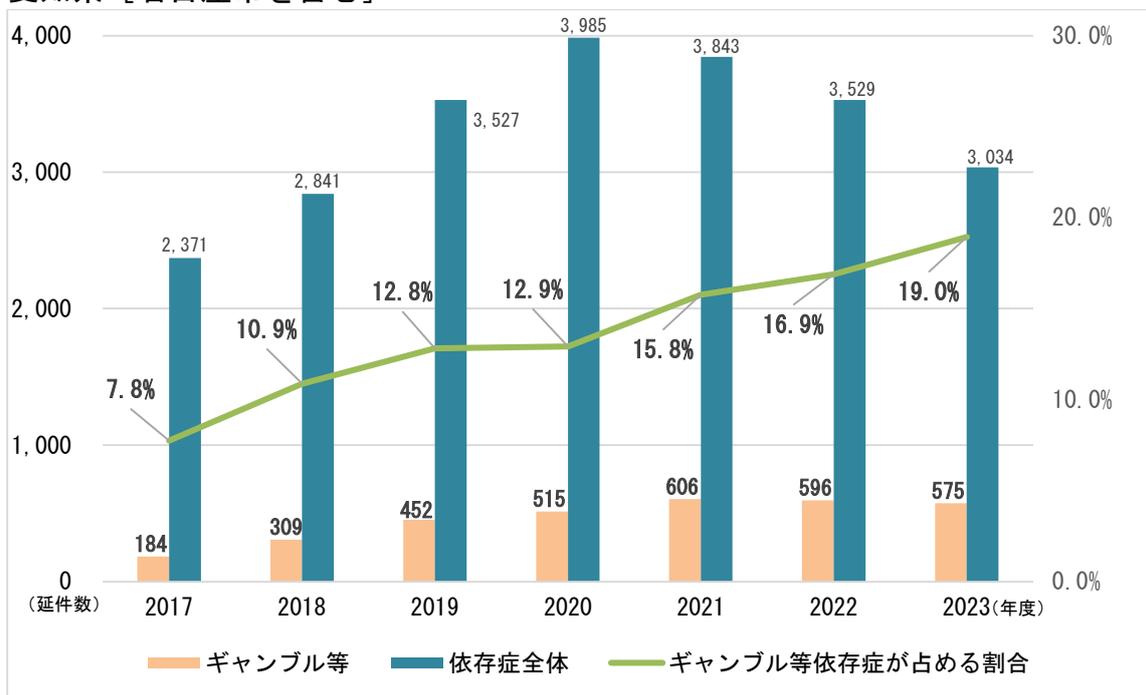


図4 保健所及び市町村における依存症に関する相談件数推移（愛知県 [名古屋市を含む]）

本県におけるギャンブル等依存症に関する相談件数は、2021年度以降、横ばいとなっています。

しかし、依存症に関する相談のうち、ギャンブル等依存症が占める割合は年々増加し2023年度は19.0%となっており、全国と比較して高い水準となっています。

◇愛知県精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症に関する相談状況

・年代別推移

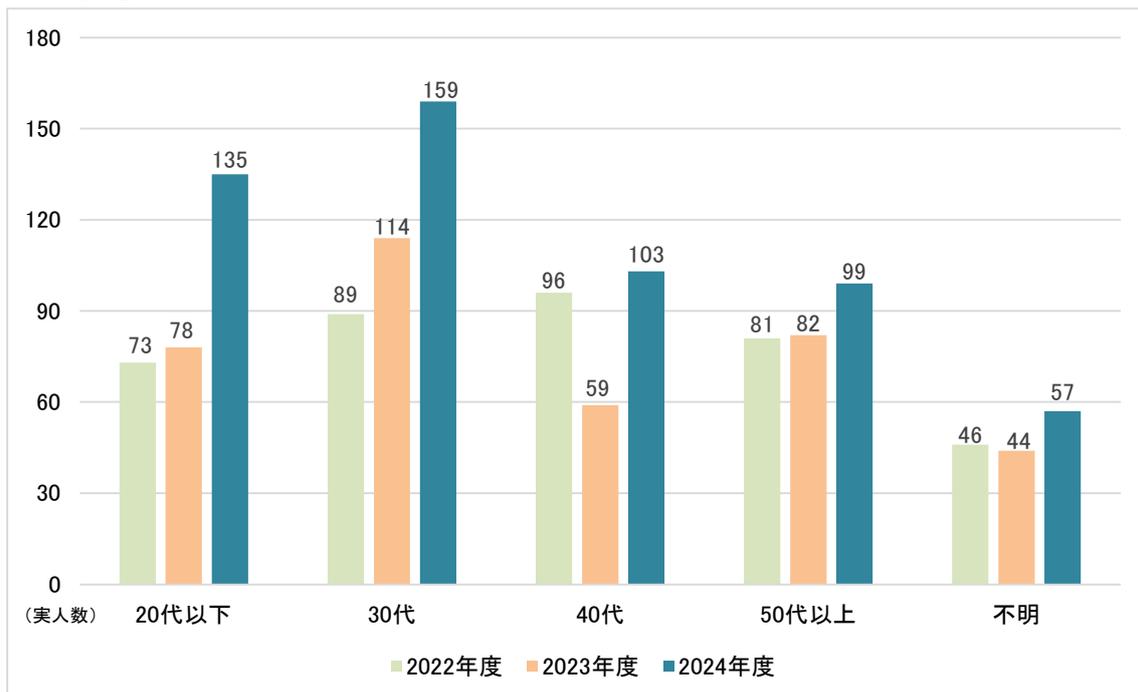


図5 ギャンブル等依存症に関する相談における相談対象者の年代（県精神保健福祉センター）

相談対象者の年代別相談件数は、20代以下及び30代が年々増加しており、特に2024年度の相談件数はそれぞれ135人、159人と大幅に増加しています。

・ギャンブル等の種別

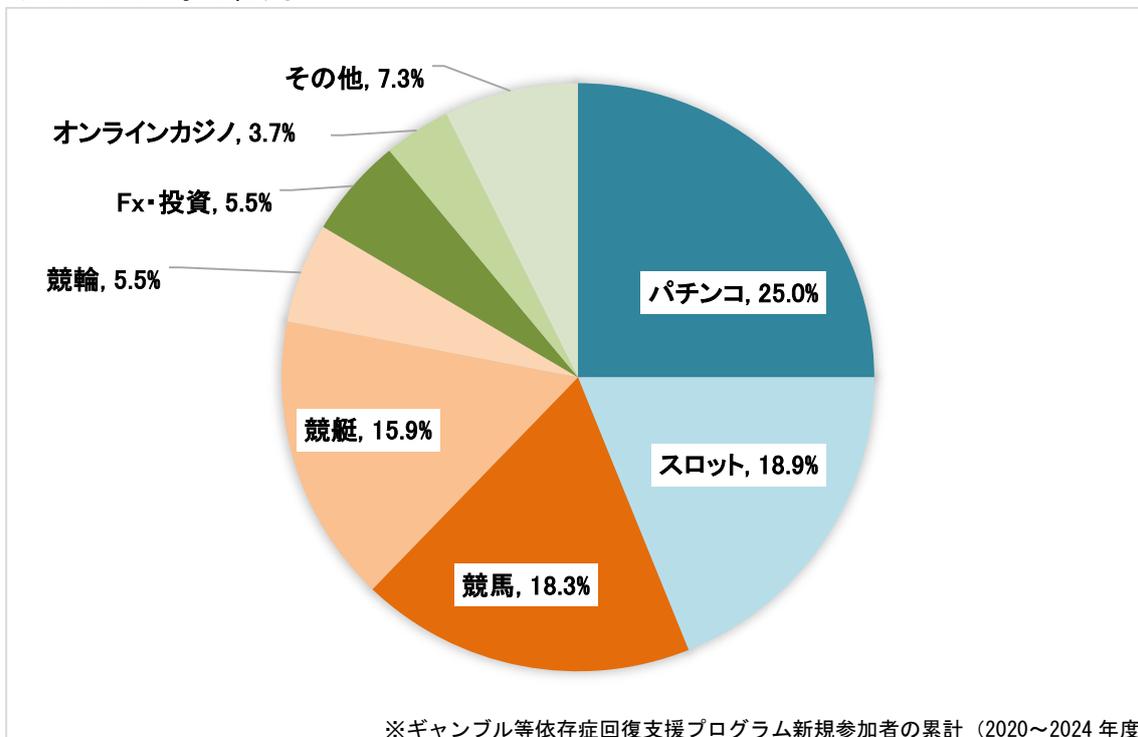


図6 回復支援プログラム新規参加者におけるギャンブル等の種別（県精神保健福祉センター）

ギャンブル等の種別は、パチンコ及びスロットが全体の43.9%を占めています。次いで、公営競技が全体の39.7%を占めていますが、そのうち一番多いものは競馬（18.3%）となっています。

### Ⅲ ギャンブル等依存症対策の方向性

ギャンブル等依存症対策については、基本理念及び基本的な考え方にに基づき、以下の4つの分野における対策を推進していきます。

#### 1 発症予防

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、県民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、学校、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する広報活動並びに教育及び学習の振興等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を行います。

また、動画等の資料を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化します。

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、本人申告及び家族申告による利用制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び医療・相談の現場と連携した周知を図ります。

#### 2 進行・再発予防及び回復支援

- ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、ギャンブル等依存症問題に関係する様々な機関においてギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援の体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができる体制づくりを進めます。
- ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を行います。
- ギャンブル等依存症である者及びその家族が互いに支えあい、ミーティングや相談を行う自助グループ等の民間団体による活動等について、支援及び連携を進めます。
- ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰のため、支援関係者へギャンブル等依存症問題や相談支援機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。

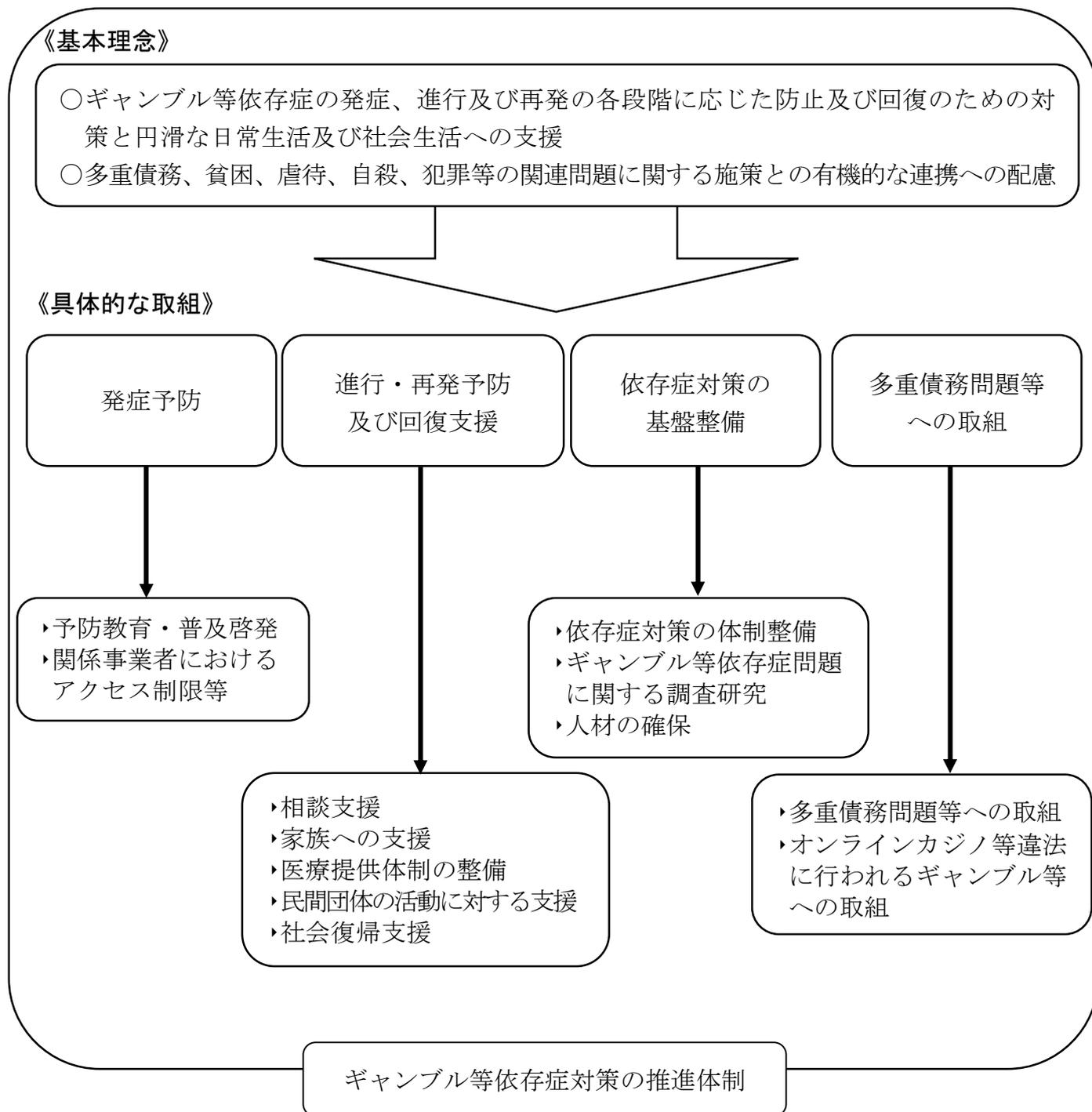
#### 3 依存症対策の基盤整備

- 複雑かつ深刻化する依存症の問題に適切に対応するため、依存症対策センターを核にした総合的な依存症対策を推進するほか、包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現並びに関係事業者における体制整備により依存症対策の基盤整備を図ります。
- ギャンブル等依存症を含む依存症の問題について、地域の実情に応じた施策を講じ、効果的に対策を進めていくための実態調査や研究等を実施します。
- ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

#### 4 多重債務問題等への取組

- 多重債務問題を始めギャンブル等依存症に関連して生じるギャンブル等依存症問題等について対策を進めます。特に、オンラインカジノについて、アクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されていることを踏まえ、取り締まりに加え、オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育に取り組めます。

##### 【計画の体系図】



## 第二章 具体的な取組

### ◇依存症対策の充実・強化に向けた取組

- 依存症対策については、「アルコール健康障害対策基本法」「ギャンブル等依存症対策基本法」等に基づき、計画的かつ総合的な取組を進めていますが、依存症に関する相談件数は増加傾向にあります。
- 特に、ギャンブル等依存症については、若年者からの相談件数の増加や社会問題化する違法オンラインカジノの影響など、取り巻く状況は複雑かつ深刻化しています。
- 依存症の問題への対策に当たっては、依存症に対する理解を深め、適切な支援につなげていくための普及啓発や相談支援のさらなる充実と医療的な側面からの支援の強化という、総合的な依存症対策の取組が不可欠です。
- 本県では、依存症の問題に適切に対応するため、独自の取組として、県内の医療系大学で唯一の「依存症専門医療機関」である藤田医科大学と「アルコール」・「薬物」・「ギャンブル等」の3つの依存症全ての「依存症治療拠点機関」である刈谷病院を、新たに「愛知県依存症対策センター」に位置づけ、依存症対策の更なる充実・強化を図ります。
- 今後は、依存症対策センターを核に県内の専門医療機関や地域の支援機関・団地と連携して、総合的な依存症対策を推進します。

### ◇愛知県依存症対策センターの主な取組

<b>藤田医科大学</b>	<p><b>○進行・再発予防及び回復支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・依存症医学寄附講座を設置し、多様な依存症に対応できる医師を養成します。</li> <li>・専門医療機関等を対象とした研修や連携会議を実施し、人材養成及び医療機関同士の連携推進に取り組みます。</li> </ul> <p><b>○依存症対策の基盤整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医療機関等との連携のもと、ギャンブル等依存症を含む依存症の問題について、効果的に対策を進めていくための実態調査や研究を実施します。</li> </ul>
<b>刈谷病院</b>	<p><b>○発症予防</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ギャンブル等依存症に関する正しい知識についての情報発信を、ウェブサイトを活用して行うとともに、依存症に関するポータルサイトを開設します。</li> </ul> <p><b>○進行・再発予防及び回復支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関等を対象とした依存症医療研修や専門相談事業を実施し、医療従事者の人材養成及び資質向上に努めます。</li> <li>・外来や入院治療を行うとともに、患者を地域の支援団体へつなぐなど、支援団体と連携した受診後の支援を実施します。</li> </ul>

※これらの取組は4つの分野における取組（16ページ以降）にも再掲しています。

## ◇愛知県依存症対策センターについて

### 1 名称

愛知県依存症対策センター

※藤田医科大学及び刈谷病院それぞれを依存症対策センターに位置づけ

### 2 開設時期

2026年4月

### 3 取組内容

人材養成・研究を主とする藤田医科大学と、治療・情報発信を主とする刈谷病院の両輪で、県内の専門医療機関等と連携して、依存症対策の強化を図る。

## 愛知県依存症対策センター（2026年4月開設）

### 藤田医科大学〔人材養成・研究〕

#### ①寄附講座

依存症に対応できる精神科医師を養成（専門研修にて実施）

#### ②医療専門研修

専門医療機関等を対象とした研修を実施

#### ③連携会議

医療機関との連携推進のため、連携会議を設置

#### ④調査研究

県の依存症対策に資する実態調査や研究を実施

### 刈谷病院〔治療・情報発信〕

#### ①専門外来、入院医療

専門プログラムを用いた外来治療や、専門の医師による入院治療を実施

#### ②受診後の支援

地域の支援団体へつなぐなど、受診後の支援を実施

#### ③医療機関向け研修等

精神科医療機関を対象に、専門医療機関になるための研修や専門相談を実施

#### ④情報発信事業

依存症に関するポータルサイトを開設

### 依存症専門医療機関

依存症に関する専門的な医療を提供できる医療機関

・アルコール	13か所
・薬物	6か所
・ギャンブル等	5か所

※依存症ごとに、**依存症治療拠点機関**（地域の治療拠点となる機関）も選定

### 地域の支援機関・団体

#### ○県精神保健福祉センター

- ・本人及び家族等への相談支援
- ・回復支援プログラムの実施
- ・依存症に関連した問題の相談支援

#### ○自助グループ

- ・当事者同士のミーティング活動

#### ○民間団体

- ・講演会の開催など、依存症対策の普及啓発や相談支援の実施

## I 発症予防

### 対策の方向性

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、県民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、学校、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する広報活動並びに教育及び学習の振興等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を行います。  
また、動画等の資料を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化します。
- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、本人申告及び家族申告による利用制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び医療・相談の現場と連携した周知を図ります。

## 1 予防教育・普及啓発

### (1) 依存症の理解を深めるための普及啓発

#### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は誰もがなりうるものですが、ギャンブル等依存症である者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるといったギャンブル等依存症に関する正しい知識、治療及び支援に関する情報を得る機会が十分でないなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難いことがあります。
- また、ギャンブル等による問題が生じても、それがギャンブル等依存症により生じていることに気づきにくく、家族や周囲の人がギャンブル等による借金を肩代わりしてしまうことで、本人の立ち直りの機会を奪ってしまう場合があります。
- 本県や名古屋市においては、第2期県計画に示したとおり、啓発資料の配布やSNS等を活用した普及啓発に取り組み、依存症の正しい理解の促進や相談窓口の周知を推進しました。

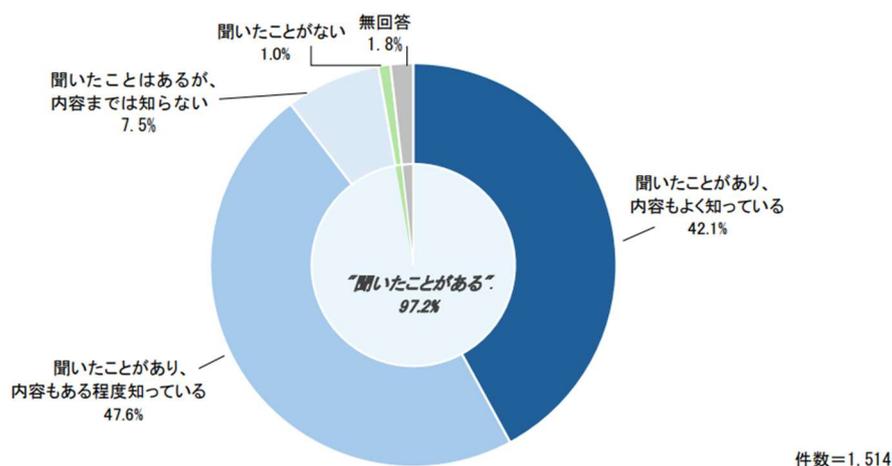
#### ◇ギャンブル等依存症啓発動画【保健医療局】



- 一方で、2024年度県政世論調査によれば、ギャンブル等依存症を「聞いたことがある」とした回答は97.2%でしたが、基本法に定めるギャンブル等依存症問題啓発週間[毎年5月14日から同月20日まで](以下「啓発週間」という。)を「知らない」とした回答は95.2%でした。

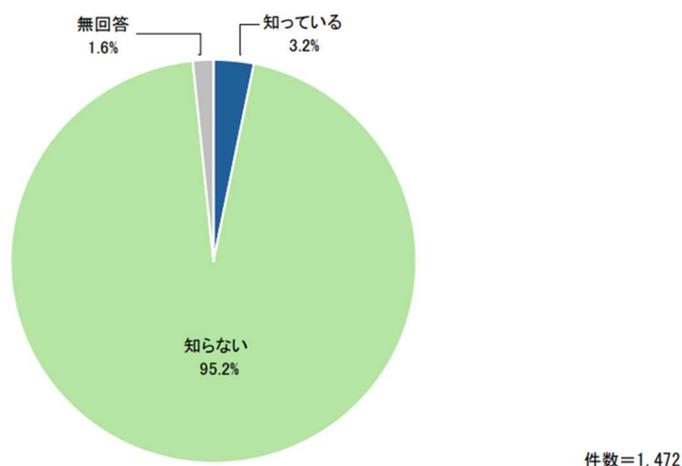
### ◇2024年度県政世論調査結果（抜粋）

問40 「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態を言います。あなたは、「ギャンブル等依存症」という言葉を聞いたことがありますか。【〇は1つ】



問42 《問40で「1」～「3」と答えた方にお聞きします。》

ギャンブル等依存症対策基本法により、毎年5月14日から20日までの1週間は「ギャンブル等依存症問題啓発週間」と定められています。あなたは、「ギャンブル等依存症問題啓発週間」を知っていますか。【〇は1つ】



- また、2025年基本計画では、若年者からの相談の増加を踏まえ、動画等の資料を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化する必要性が示されています。
- これらを踏まえて、県民がギャンブル等依存症に関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を一層推進する必要があります。

## ＜今後の取組＞

- ギャンブル等依存症を含む依存症全般の知識や相談窓口に関する啓発資材を県内関係事業者及び保健所の相談窓口等で配布するほか、若年者へ向けた普及啓発の強化のため、動画やSNSを始めとした多様な広報媒体の効果的な活用による普及啓発に取り組みます。  
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 啓発週間等において、県民の間にギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、街頭や大規模店舗等で啓発資材を配布するイベントなどによる普及啓発に取り組みます。  
〔保健医療局〕
- 依存症治療拠点機関において、ギャンブル等依存症に関する正しい知識についての情報発信を、ウェブサイトを活用して行うとともに、依存症に関するポータルサイトを開設します。  
〔保健医療局〕
- さらに、上記に関する取組を関係局と連携のうえ、ウェブサイトや広報誌等の活用により情報発信します。  
〔保健医療局〕

## (2) 関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組

### <現状及び課題>

- 県内関係事業者においては、第2期県計画に示したとおり、注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等を活用した取組などを推進し、ギャンブル等依存症の発症予防に関する普及啓発を着実に実施しています。
- また、県内公営競技施行者の広告・宣伝については、2022年3月に全国的な指針として策定・公表された全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」(2026年1月一部改訂)が遵守されています。更に、中京競馬場に関する広告・宣伝については、2022年7月に日本中央競馬会(JRA)独自の広告・宣伝指針として策定・公表された「日本中央競馬会広告・宣伝指針」(2026年2月一部改訂)に則しています。
- 県内ぱちんこ営業者の広告・宣伝についても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。)による基準に加え、2023年2月からは遊技業関係団体による全国的な指針として制定された「広告宣伝ガイドライン」(2025年5月一部改訂)に基づき、過度に射幸心をあおる内容等にならないよう実施されています。
- 引き続き、県内関係事業者においては、ギャンブル等依存症に関する普及啓発にしっかりと取り組みつつ、過度に射幸心をあおることのないよう適切な広告・宣伝を行う必要があります。
- なお、本県警察本部においては、県内ぱちんこ営業者に対し、風営適正化法に基づき、営業所周辺の広告・宣伝に関して、適切な指導を行っています。
- 県内関係事業者における普及啓発及び広告に関する取組は次のとおりです。

### ○愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組

- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」をポスターや出走表等に掲載するほか、場内モニター放映や場内放送により周知
- ・注意喚起標語ステッカーを勝馬投票券発売機等に掲示
- ・啓発週間について、啓発用ポスター掲示、啓発用リーフレット配布及び名古屋けいばWEBページにより周知するほか、愛知県が作成した啓発資材の設置及び配布を実施
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

### ○JRA 中京競馬場における取組

- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」をポスター（日本中央競馬会（JRA）本部作成）や競馬場イベント告知チラシ（中京競馬場作成）等に掲載
- ・注意喚起標語ステッカー（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を勝馬投票券発売機に掲示
- ・啓発リーフレット「競馬をお楽しみいただくに際して～ギャンブル障害について～」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を競馬場の来場者に配布
- ・啓発週間について、啓発用ポスター掲示、啓発用リーフレット配布及び場内モニターにより告知
- ・啓発週間を中心に、SNS等を活用して若年者へ向けた啓発活動を実施
- ・広告・宣伝について、「日本中央競馬会広告・宣伝指針」に基づき、勝馬投票券購入を想起させる表現、高額的中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

### ○ボートレース蒲郡における取組

- ・注意喚起標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」等を掲載したポスターを競走場及び場外舟券売場に掲示
- ・啓発リーフレット（ギャンブル依存症予防回復支援センター作成）を競走場及び場外舟券売場で配布するほか、ギャンブル等依存症啓発動画を場内モニター等で放映
- ・青少年や若い世代等の啓発活動として、啓発週間における啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

### ○ボートレースとこなめにおける取組

- ・注意喚起標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」等を掲載したポスターを競走場及び場外舟券売場に掲示
- ・啓発リーフレット（ギャンブル依存症予防回復支援センター作成）を競走場及び場外舟券売場で配布するほか、ギャンブル等依存症啓発動画を場内モニター等で放映
- ・青少年や若い世代等の啓発活動として、啓発週間における啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

啓発ポスターの掲示〔愛知県競馬組合〕



場内モニターを用いた啓発動画等の放映〔ポートレース蒲郡〕



### ○名古屋競輪場における取組

- ・注意喚起標語「車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。」をポスターに掲載するほか、ウェブサイトや場内放送等により周知
- ・注意喚起標語ステッカーを勝者投票券発売機等に掲示
- ・啓発週間においてウェブサイトを活用して周知を行うとともに、ポスターの場内掲示や啓発チラシの設置及び配布を実施するほか、ギャンブル等依存症啓発動画を場内モニター等で放映
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

### ○豊橋競輪場における取組

- ・注意喚起標語「車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。」をポスターに掲載するほか、ウェブサイトや場内放送等により周知
- ・注意喚起標語ステッカーを勝者投票券発売機等に掲示
- ・啓発週間においてウェブサイトを活用して周知を行うとともに、ポスターの場内掲示や啓発チラシの設置及び配布を実施するほか、ギャンブル等依存症啓発動画を場内モニター等で放映
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かることをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

### 場内モニターを用いた啓発動画の放映〔名古屋競輪場〕



### 発売機等への啓発ステッカーの掲示〔名古屋競輪場〕

**車券の購入は20歳になってから。**  
**競輪は適度に楽しみましょう。**

車券の購入にのめり込んでしまう不安のある方は以下までお問合せください。  
専門スタッフ(臨床心理士)によるカウンセリングを行っております。

競輪とオートレースの売上の一部は、機械工業の振興や社会福祉等に役立てられています。

**公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター**  
**☎0120-321-153**  
予約受付時間：平日9:00～17:00 (ご利用になる場合は、ご予約をお願いします。)

○愛知県遊技業協同組合における取組

- ・共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」をテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシ等で周知、ウェブサイトに掲載、ぱちんこ営業所内で掲示
- ・風営適正化法に基づく、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告することの防止及び「広告宣伝ガイドライン」に基づき、広告宣伝の健全化を推進
- ・青少年や若い世代等の啓発活動として、啓発週間における啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布

共通標語を用いた啓発〔愛知県遊技業協同組合〕



<今後の取組>

- 県内関係事業者において、ギャンブル等依存症に関する上記の普及啓発活動を通年実施するとともに、毎年度の啓発週間をターゲットとし、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑止につながる知識の普及といった啓発活動の強化に取り組みます。
- 県内関係事業者において、広告・宣伝が過度に射幸心をあおるものにならないよう取り組みます。
- 風営適正化法に基づき、県内ぱちんこ営業者に対し、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告または宣伝が行われないよう指導を行います。

〔警察本部〕

### (3) 消費者向けの総合的な情報提供

#### <現状及び課題>

- 本県においては、消費者庁による「ギャンブル等依存症問題啓発ポスター」の活用などを推進し、ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供を着実に実施しています。
- 2025年基本計画では、若年者からの相談の増加を踏まえ、動画等の資材を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化する必要性が示されていることも踏まえ、引き続き、消費者に対して、ギャンブル等依存症に関する注意喚起や普及啓発の情報提供を適切に行う必要があります。

#### <今後の取組>

- 消費者庁による「ギャンブル等依存症問題啓発ポスター」について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーへ掲示するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を働きかけるなど、県民への情報提供に努めます。  
【県民文化局】
- 消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」や消費生活情報「あいち暮らしっく」など、多様な広報媒体を活用した情報提供を行うことにより、県民に対する多重債務問題についての啓発や相談窓口の周知を図ります。  
【県民文化局】
- さらに、ギャンブル等依存症対策にかかる関係局等の取組について、県公式SNSや消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」などを通じて広く情報提供に努めます。  
【県民文化局】

## (4) 地域における普及啓発及び青少年等に対する普及啓発

### <現状及び課題>

- プロセスへの依存であるギャンブル等依存症については、治療・回復支援とギャンブル等依存症問題の解決支援とが「車の両輪」として進められることが必要なだけでなく、のめり込みを生じないようにするための啓発活動が極めて重要であり、地方公共団体の消費者行政においても、その一端を担うことが期待されています。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、消費者庁による啓発資料の活用などを推進し、ギャンブル等依存症に係る地域及び青少年等に対する普及啓発を着実に実施しています。
- 2025年基本計画では、若年者からの相談の増加を踏まえ、動画等の資料を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化する必要性が示されていることも踏まえ、引き続き、地域における普及啓発の支援や青少年等に対する普及啓発にしっかりと取り組む必要があります。

### <今後の取組>

- 消費者庁等が作成する消費者向けの啓発用資料について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーへ配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を促します。  
〔県民文化局〕
- また、関係局等の取組について、県公式SNSや消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」などを活用し、啓発週間等における情報発信に努めます。  
〔県民文化局〕

### ◇啓発用資料（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・金融庁 2022）

- 県立の各大学において、新入生への啓発資料の配布、学内の情報配信サイトや啓発ポスターの掲示による周知を行うほか、ギャンブル等依存症についての啓発講座を、学生・教職員対象に開催します。  
〔県民文化局〕
- 県内の大学及び専門学校に対して、愛知学長懇話会等の機会を活用するなどにより、ギャンブル等依存症に関する啓発用資料について周知し、活用を促します。  
〔保健医療局・県民文化局〕

## (5) 学校教育における指導

### <現状及び課題>

- 2022年度入学生より年次進行で実施している高等学校学習指導要領(2018年3月公示。以下「学習指導要領」という。)においては、保健体育科の指導内容として新たに精神疾患が取り上げられ、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことについても触れられています。
- また、学校教育においてギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導を行うことを目的として、2018年度には、教師用指導参考資料『ギャンブル等依存症』などを予防するために」が作成されています。
- 本県においては、第2期県計画のとおり、様々な研修の機会において、必要に応じてギャンブル等依存症を含む精神疾患の内容を加えることなどにより、ギャンブル等依存症に関して適切な指導ができる教員の養成を着実に推進しています。
- 引き続き、教師用指導参考資料『ギャンブル等依存症』などを予防するために」を必要に応じて活用し、ギャンブル等依存症に関して適切な指導ができる教員の養成などに努める必要があります。

### <今後の取組>

- 学習指導要領の円滑な実施に向けて、学習指導要領の内容に関する研修や、新任教員や中堅教員向けの階層別研修を始め、さまざまな研修において、必要に応じてギャンブル等依存症を含む精神疾患の内容を加えることなどにより、ギャンブル等依存症に関して適切な指導ができる教員の養成に努めます。  
〔教育委員会〕
- 上記の実施に当たっては、教師用指導参考資料『ギャンブル等依存症』などを予防するために」を必要に応じて活用します。  
〔教育委員会〕
- 民間団体や関係局などとの連携により、学校の教育活動においてギャンブル等依存症の当事者の体験談を聞く機会を設けるなどの取組について、県立高等学校及び特別支援学校へ周知します。  
〔教育委員会〕
- 民間団体などが行う、ギャンブル等依存症の当事者の体験談を話す取組について、私立高等学校及び私立専修学校へ周知します。  
〔県民文化局〕

## (6) 金融経済教育における啓発

### <現状及び課題>

- 金融庁が発行する金融経済教育関係のガイドブックにおいては、多重債務防止の啓発が扱われており、多重債務に陥る原因や多重債務を抱えた場合の対処法、相談窓口等の周知が行われています。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、愛知県金融広報委員会と連携した金融知識の普及啓発等や県立高等学校における実践的な消費者教育により、金融リテラシー向上に関する取組を推進しています。  
引き続き、金融リテラシー向上の取組を通じて、しっかりとギャンブル等依存症に関する啓発を行う必要があります。

### <今後の取組>

- 愛知県金融広報委員会及び金融経済教育推進機構（J-FLEC）と連携した金融教育への支援・金融知識の普及啓発の取組において、多重債務問題についての啓発を行います。  
〔県民文化局〕
- 多重債務問題等を含む消費者教育の実践的な授業を県内の県立高等学校及び特別支援学校において実施し、その効果的な実施のため、学校等に対する外部講師の派遣等を行います。  
〔県民文化局〕

## 2 関係事業者におけるアクセス制限等

### (1) 本人・家族申告によるアクセス制限

#### <現状及び課題>

- 県内公営競技施行者においては、第2期県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症である者等が勝馬・勝舟・勝者投票券購入をやめることを望む場合またはその家族がこれらの投票券購入をやめさせることを望む場合に、公営競技場への入場等を制限するアクセス制限を着実に実施しています。
- その一方で、コロナ禍を経て公営競技のオンライン化が一層進行しており、2025年基本計画では、医療・相談の現場と連携したアクセス制限制度等の積極的な紹介等、効果的な周知に取り組む必要性が示されています。
- これらを踏まえて、県内公営競技施行者は、本人・家族申告によるアクセス制限制度の運用及び周知に取り組む必要があります。
- 県内ぱちんこ営業者においては、第2期県計画に示したとおり、自己申告による入店制限及び遊技使用上限設定プログラムと家族申告による入店制限プログラムを実施しており、プログラムの導入が進んでいます。  
引き続き、県内ぱちんこ営業者は、両プログラムを積極的に導入していく必要があります。
- なお、本県警察本部においては、県内ぱちんこ営業者に対し、風営適正化法に基づく管理者講習で、本人・家族申告によるアクセス制限等の施策を含む依存症対策の取組の重要性について指導しています。
- 県内関係事業者におけるアクセス制限に関する取組状況は次のとおりです。

## ○愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組

- ・本人申告または家族申告による入場制限制度の運用及び顔認証システムの活用等による確実な実施
- ・入場制限に係るマニュアル等の整備及び警備員等に対する教育・指導の徹底
- ・名古屋競馬ウェブサイトにて、入場制限制度に関する案内を掲載するとともに、名古屋競馬関連施設への入場制限様式を掲載

### 〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：2件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）

## ○JRA 中京競馬場における取組

- ・JRA 本部が定める手続きに沿った、本人・家族申請に基づく入場制限制度の運用及び確実な実施
- ・本人申告による入場制限制度の申請書様式について J R A ウェブサイトに掲載

### 〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：3件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）

## ウェブサイトによる制度案内〔愛知県競馬組合〕

The screenshot shows the Nagoya Jockey Club website with a navigation menu and a section titled "競馬場等への入場制限" (Entry Restrictions for Racing Venues). The page is divided into two main sections: "本人申請による入場制限" (Entry Restrictions by Individual Application) and "家族申請による入場制限" (Entry Restrictions by Family Application). The "本人申請" section includes a table with columns for "申請方法" (Application Method) and "入場制限事由" (Reason for Entry Restriction). The "家族申請" section includes a table with columns for "入場制限事由" (Reason for Entry Restriction) and "申請方法等" (Application Method, etc.). At the bottom, there is a section titled "その他ギャンブル依存症に関するお問合せ" (Other Inquiries Regarding Gambling Addiction) with a table containing contact information such as phone number, responsible department, and business hours.

本人申請による入場制限	
入場制限を希望されるご本人様の申請に基づき、名古屋競馬場及び場外発売所への入場を制限させていただきます。	
申請方法	入場制限を希望されるご本人様が、名古屋競馬場又は場外発売所へご来場のうえ、所定の手続きを行ってください。 <a href="#">入場制限申告書（本人用）</a>

家族申請による入場制限	
入場制限の対象となる方のご家族からの申請に基づき、名古屋競馬場及び場外発売所への入場を制限させていただきます。	
入場制限事由	①医師からギャンブル依存症の診断を受けている場合 ②競馬投票券の購入金額に照らして、本人と家族の生活維持に重大な影響を及ぼしていると認められる場合
申請方法等	下記窓口までお問い合わせください。

その他ギャンブル依存症に関するお問合せ	
電話番号	0570-007-221
担当部署	愛知県競馬組合 総務広報課 総務係
営業時間	10:00～17:00（月曜日～金曜日 但し、祝休日、年末年始を除く）

### ○ボートレース蒲郡における取組

- ・本人申告または家族申告による入場制限制度の運用及び確実な実施。また、顔認証システム導入についての検討。

- ・入場制限に係る相談窓口対応マニュアルの運用

〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

### ○ボートレースとこなめにおける取組

- ・本人申告または家族申告による入場制限制度の運用及び確実な実施。また、顔認証システム導入についての検討。

- ・入場制限に係る相談窓口対応マニュアルの運用

〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

### ○名古屋競輪場における取組

- ・本人申告または家族申告による入場制限制度の運用及び確実な実施

- ・本人申告または家族申告による入場制限ができる旨を案内窓口やウェブサイト等で周知

〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

### ○豊橋競輪場における取組

- ・本人申告または家族申告による入場制限制度の運用及び確実な実施

- ・本人申告または家族申告による入場制限ができる旨を案内窓口やウェブサイト等で周知

〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）

### ポスターによる制度案内〔ボートレース蒲郡・名古屋競輪場〕



**BOAT RACE**

## ボートレースを、より一層 お楽しみいただくために。

いつもボートレースを応援いただき、ありがとうございます。  
ボートレースは自分の考えで楽しめる健全な知的ゲームです。  
安心して快適にお楽しみいただくために、以下にご注意ください。

1. 舟券の購入は20歳以上の方に楽しんでいただけます。
2. 無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。
3. 悪質な有料情報サイトが増えていますのでご注意ください。

ボートレースの光上の一部は、日本財団及び地方公共団体をを通じて、社会貢献活動に役立てられています。

**舟券の購入にのめりこむ等、不安のある方はこちら**

サポートコール **0120-683-705** 通話料・相談料無料  
年中無休・24時間受付  
一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター

当場での相談窓口はこちら  
本場 1F 東投票所付近 ギャンブル依存症相談室  
※ご相談を希望される方は本場 1F 総合案内まで  
お申し出ください

ボートレース場・チケットショップへの入場制限、  
ネット投票の利用停止、限度額設定などの  
詳細はこちら（ご家族からの申請を含む）  
<https://www.motorboatrace-association.jp/info/included02.html>

ご自身の現在の状況をお知りになりたい方はこちら  
ギャンブル依存症セルフチェック  
<https://gamble-anonon.com/>



**KEIRIN**

## 大切なあなただから

### 競輪をお楽しみいただくために

車券の購入は**20歳**になってから。  
20歳未満の方は、自転車競技法により、車券を購入し、又は譲り受けることはできません。  
競輪は**適度**に楽しみましょう。  
車券の購入にのめり込んでしまう不安のある方は下記までお問合せください。

車券の購入にのめり込んでしまう不安のある方へ

公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター  
専門スタッフ（臨床心理士）によるカウンセリングを行っています。

【電話カウンセリング】  
**0120-321-153**  
（時間：平日9時～17時）  
予約受付時間：平日9:00～17:00

【メールカウンセリング】  
<https://ims-soudan.com/gamble/>  
受付から返信3営業日以内に返信いたします。

ご本人やそのご家族からの申請により、  
競輪場・場外車券売場への入場を制限することや、  
インターネット投票の利用を制限することもできます。

【競輪場・場外車券売場への入場制限】  
各競輪場・場外車券売場のインフォメーションコーナー等へお申し出ください。  
【インターネット投票の利用の制限】  
各競輪場・場外車券売場のインフォメーションコーナー等へお申し出ください。

サイマルレースセンター 電話：0570-01-3196  
サイマルレースセンター 電話：0570-01-3196  
サイマルレースセンター 電話：0570-01-3196  
サイマルレースセンター 電話：0570-01-3196

公営競技人、JICA（国際協力機構）等と連携して、  
競輪とオートレースの光上の一部は、機械工業の振興や社会福祉等に役立てられています。

○愛知県遊技業協同組合における取組

- ・自己申告による入店制限及び遊技使用上限設定プログラムと家族申告による入店制限プログラムの運用及び確実な実施
- ・各店舗における自己申告（家族申告）プログラムのデジタルサイネージを用いた啓発
- ・プログラム未導入店舗への訪問によるプログラム導入の要請

【参考】自己申告プログラム、家族申告プログラムの実施状況（2025年8月末現在）

- ・プログラム導入店舗数及び組合加盟店舗における導入率
  - 自己申告プログラム：307店舗（100%）
  - 家族申告プログラム：301店舗（98.0%）
- ・申告に基づき実施した店舗数
  - 自己申告プログラム：27店舗
  - 家族申告プログラム：38店舗

リーフレットによる制度案内〔愛知県遊技業協同組合〕

## 自己申告・家族申告 プログラム

のめり込みを抑制したいお客様をサポートします！



1日の遊技金額



1ヶ月の来店回数



1日の遊技時間



入店制限

**1日の遊技金額 1ヶ月の来店回数 1日の遊技時間**

お客様のご希望により、遊技金額、来店回数、遊技時間の中からお選びください。遊技金額、来店回数については、その上限設定値を超えた場合、スタッフが次の来店日にお知らせします。遊技時間については、当日、申込み時間に達したとき、お知らせします。

▶ 申込書を提出

▶ 利用上限に到達

▶ スタッフからお知らせ

**入店制限**

お客様ご自身に入店をしないことを宣言していただき、もし当店への入店を発見した場合、スタッフが退店を促すお声がけをするプログラムです。

**家族申告プログラム(入店制限)**

ご家族からの申込みでお客様(本人)の入店制限をします。このプログラムでは、申込みにあたりお客様(本人)の「同意書あり」と「同意書なし」の2種類があります。もし当店への入店を発見した場合、スタッフが退店を促すお声がけをします。

パチンコ・パチスロは  
適度に楽しむ遊びです。



のめり込みに  
注意しましょう。

のめり込みを抑制したいお客様をサポートします！

## 自己申告・家族申告 プログラムご利用案内

～安心して楽しく遊びいただくために～

**上手にコントロールして遊びましょう！**

◆パチンコ・パチスロを適度に楽しみたいお客様  
◆ご予算や回数、時間を決めて遊びたいお客様 ◆のめり込みを抑制したいお客様

**自己申告プログラム(上限金額、回数、時間)**

自己申告プログラムは、依存(のめり込み)問題を抱えていると思われるお客様をサポートする仕組みです。お客様が1日に使用する上限金額または1ヶ月の来店回数をお申込みいただき、その上限値を超えた場合、翌来店日にスタッフがお知らせします。また、遊技時間については、ご希望の時間に達したら、お客様にお知らせするプログラムです。

**自己申告プログラム(入店制限)**

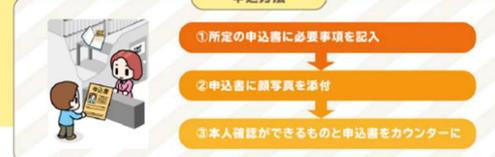
お客様ご自身がパチンコ・パチスロをしないことを宣言する申込書を提出します。お客様の入店を発見した場合、スタッフが退店を促すお声がけをします。

**家族申告プログラム(入店制限)**

お客様のご遊技を制限したいと望んでいるご家族が、本人に代わって入店制限を申込みできます。申込みにあたっては、お客様(本人)の同意書が必要なタイプと、同意書が不要なタイプの2種類があります。お客様の入店を発見した場合、スタッフが退店を促すお声がけをします。

運用分類	自己申告プログラム				家族申告プログラム
	1日の遊技金額	1ヶ月の来店回数	1日の遊技時間	入店制限	入店制限 (同意書あり)・C(同意書なし)のみ適用
告知方法	翌来店日にお声がけ	翌来店日にお声がけ	予定時間に携帯電話等に	入店発見時にお声がけ	入店発見時にお声がけ

**申込方法**



- ① 所定の申込書に必要事項を記入
- ② 申込書に顔写真を添付
- ③ 本人確認ができるものと申込書をカウンターに

※上限金額と回数の申込みは、貯玉会員に限りです。  
※家族申告プログラムには別途必要な書類があります。詳細はスタッフにお尋ねください。  
パチンコ・パチスロ産業21世紀会

### <今後の取組>

- 県内関係事業者において、本人・家族申告によるアクセス制限にしっかりと取り組むとともに、認知度向上のため積極的な周知を行います。
- 県内ぱちんこ業者に対し、風営適正化法に基づく管理者講習において、客がする遊技が過度にわたることがないようにすることは、管理者が積極的に行うべき業務の一つとして指導します。

〔警察本部〕

- ギャンブル等依存症に関する相談窓口において、相談者の状況に応じてアクセス制限制度等を周知します。

〔保健医療局・名古屋市〕

## (2) 20歳未満の者による投票券購入の禁止等

### <現状及び課題>

- 公営競技について、20歳未満の者は投票券購入が禁止されていることから、第2期県計画に示したとおり、県内公営競技施行者は、警備員等による声かけや年齢確認、場内放送による注意喚起等により、投票券購入禁止に係る取組を着実に実施しています。  
引き続き、20歳未満の者の投票券購入禁止を徹底する必要があります。
- ぱちんこについて、18歳未満の者は利用が禁止されていることから、第2期県計画に示したとおり、県内ぱちんこ営業者は従業員による声かけや年齢確認、場内放送による注意喚起等により、利用禁止に係る取組を着実に実施しています。  
引き続き、18歳未満の者の利用禁止を徹底する必要があります。
- なお、本県警察本部においては、風営適正化法に基づく管理者講習等により、18歳未満の者の立ち入り禁止を指導しています。
- 県内関係事業者における20歳未満の者による投票券購入の禁止等に関する取組状況は次のとおりです。

#### ○愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ及び年齢確認の実施
- ・「地方競馬における20歳未満による勝馬投票券購入等防止対策指針」等による警備員等に対する教育、指導の徹底。
- ・「20歳未満による勝馬投票券購入防止マニュアル」に基づき、20歳未満の者の勝馬投票券購入禁止を場内に周知のうえ、勝馬投票券購入防止のため警備体制を強化
- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等をレース開催告知ポスター等に掲載、勝馬投票券発売機等にステッカー掲示、場内モニターで放映等

#### ○JRA 中京競馬場における取組

- ・20歳未満の者と思われる者に対する警備員等による声かけ及び年齢確認の実施
- ・「競馬場・ウインズにおける未成年への対応要領」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）に基づき、警備員等に対する教育・指導を徹底
- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等を、レース開催告知ポスター（日本中央競馬会（JRA）本部作成）に掲載、勝馬投票券発売機等にステッカー（日本中央競馬会（JRA）本部作成）掲示、競馬場イベント告知チラシ（中京競馬場作成）に掲載、場内モニターで放映等

#### ○ボートレース蒲郡における取組

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・警備計画書等により20歳未満の者による舟券購入防止確認を徹底
- ・出走表に20歳未満の者による舟券購入禁止の注意喚起の表示と、場内映像のテロップ及び場内放送による注意喚起
- ・20歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターの競走場及び場外発売場における掲示

#### ○ボートレースとこなめにおける取組

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・警備計画書等により20歳未満の者による舟券購入防止確認を徹底
- ・出走表に20歳未満の者による舟券購入禁止の注意喚起の表示と、場内映像のテロップ及び場内放送による注意喚起の実施
- ・20歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターの競走場及び場外発売場における掲示

#### ○名古屋競輪場における取組

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・車券購入行為が見られない場合における、20歳未満の者と思われる者に対する積極的な注意喚起の声かけ及び年齢確認の実施
- ・20歳未満の者による車券購入禁止のため、ポスターの掲示や場内放送を活用した注意喚起を実施

#### ○豊橋競輪場における取組

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・車券購入行為が見られない場合における、20歳未満の者と思われる者に対する積極的な注意喚起の声かけ及び年齢確認の実施
- ・20歳未満の者による車券購入禁止のため、ポスターの掲示や場内放送を活用した注意喚起を実施

#### ○愛知県遊技業協同組合における取組

- ・従業員の巡回、防犯カメラの設置等により、18歳未満の者と思われる者を把握した場合の年齢確認の実施
- ・ぱちんこ営業所の賞品提供場所に年齢確認シートを備え、賞品提供時に、18歳以上かどうか判別が難しい客に対して指差し確認を求め、年齢確認を実施する取組の実施

#### ＜今後の取組＞

- 県内関係事業者において、競技場内及び営業所内の警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者による投票券購入の禁止等の強化に取り組みます。
- 県内ぱちんこ営業者に対し、許可証交付時や管理者講習時に、18歳未満の者の立ち入り禁止に関して指導のうえ、立入り等の機会を活用し、適切な運用を確認します。  
〔警察本部〕

### (3) 営業所内における ATM の撤去等に関する取組

#### <現状及び課題>

- ATM について、第 2 期県計画に示したとおり、県内公営競技場及び場外勝馬投票券等売り場に設置はありません。  
ただし、県内ぱちんこ営業所内には設置されている場合があるため、ATM が設置されている営業所は、順次撤去等が進められています。  
引き続き、ATM の順次撤去等を推進する必要があります。
- 県内ぱちんこ営業所における ATM の設置状況は次のとおりです。

#### ○愛知県遊技業協同組合における設置状況(2025年3月末現在)

- ・ぱちんこ営業所における ATM 設置数：43 台（43 店舗）

#### <今後の取組>

- ATM が設置されているぱちんこ営業所においては、契約期間満了時に契約を更新しないことなどにより、順次撤去等を行えるか検討し、その結果に基づいた取組を実施します。

## Ⅱ 進行・再発予防及び回復支援

### 対策の方向性

- ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、ギャンブル等依存症問題に関係する様々な機関においてギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援の体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができる体制づくりを進めます。
- ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を行います。
- ギャンブル等依存症である者及びその家族が互いに支えあい、ミーティングや相談を行う自助グループ等の民間団体による活動等について、支援及び連携を進めます。
- ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰のため、支援関係者へギャンブル等依存症問題や相談支援機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。

## 1 相談支援

### (1) ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援

#### <現状及び課題>

- 本県及び名古屋市においては、それぞれ愛知県精神保健福祉センター（以下、「県精神保健福祉センター」という。）及び名古屋市精神保健福祉センターこころぼ（以下「こころぼ」という。）をギャンブル等依存症相談拠点とし、依存症相談員の配置、専門相談窓口の開設、さらに市町村、保健所、相談支援事業所及び医療機関等職員を対象としたギャンブル等依存症の関連研修等を実施しています。
- また、ギャンブル等依存症である者を対象に、県精神保健福祉センターにおいては、あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム「ART-G」（詳細はP38参照）を、こころぼにおいては、なごやギャンブル障害回復トレーニングプログラム「NAT-G」（詳細はP39参照）を実施しています。
- なお、県精神保健福祉センターによる「ART-G」について、2021年度から愛知県司法書士会との連携協力のもと、多重債務や消費生活に係る「暮らし相談」とともに実施することで、生活の維持・再建支援にも取り組んでいます。
- このほか、本県、名古屋市及び中核市の保健所等において、精神保健福祉に関する相談窓口の開設により、ギャンブル等依存症に関する問合せや相談を受け付けています。

- 第2期県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症相談拠点である県精神保健福祉センター、こころぼそして保健所等により、相談支援及び回復支援を着実に実施のうえ、関係団体との連携協力に基づく治療と生活支援の複合的な取組を展開しています。
- また、2025年基本計画では、電話に加え、多様な手段による相談窓口の設置について検討する必要性が示されています。
- それらを踏まえ、引き続き、相談拠点を要として、相談支援と回復支援の一層の充実に取り組む必要があります。

#### <今後の取組>

- 県精神保健福祉センター及びこころぼそをギャンブル等依存症相談拠点として位置づけ、専門相談窓口等をウェブサイト等により広く県民に周知します。  
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- ギャンブル等依存症である者や家族等、より多くの方が気軽に相談できるよう、SNSを用いたチャットによる相談窓口を開設します。  
〔保健医療局〕
- 県精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症の回復支援として、「ART-G」と「暮らし相談」を複合的に実施します。  
〔保健医療局〕
- こころぼそにおいて、ギャンブル等依存症の回復支援として、「NAT-G」を実施します。  
〔名古屋市健康福祉局〕
- また、県精神保健福祉センターにおいてギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修、こころぼそにおいてギャンブル等依存症に関する基礎研修等を実施し、市町村、保健所職員等のギャンブル等依存症に関する知識及び支援技術等の向上を図ります。  
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

## ◇ギャンブル等依存症回復支援プログラムについて

### 【愛知県精神保健福祉センター実施プログラム】

#### ○名称

ART-G (あーとじー)

Aichi addiction Recovery Training program for Gambling disorder)  
(あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム)

#### ○対象者

- ・愛知県（名古屋市を除く）にお住まいの方
- ・ギャンブル等の楽しみ方を改めたい（やめたい）と考える方
- ・事前面接の結果、本プログラムを受けることが適当と認められた方

#### ○プログラム

全6回のプログラム（月1回、1回につき2時間）

令和7年度 愛知県ギャンブル等依存症回復支援事業

## <ART-G(あーとG)>

あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム  
Aichi addiction Recovery Training for Gambling Disorder

～ギャンブル等の楽しみ方を改めたいあなたのために～

ギャンブル等（パチンコ・スロット、競馬、競艇、競輪、カジノ、FX、投資等）に関わる問題で困って  
いませんか。どうすればよいか一緒に考えませんか。お気軽にご連絡ください。



誘惑に負けて  
しまいそう

ちょっとくらい  
やっただって、  
大丈夫かな…

やめつづけるためには、  
どんな生活をする  
いいのかなあ…

今はやめているけれど、  
またやりたくなるかも  
しれない…

日時：原則、毎月第2火曜日・第4火曜日 午後1時30分から3時30分まで  
※ 第2火曜日あるいは第4火曜日のいずれかの日程で月1回参加できます。グループは固定です。  
※ 第2火曜日・第4火曜日が祝日・休日に当たる場合には日程を変更します。11月、2月はご注意ください。

場所：愛知県精神保健福祉センター（名古屋市中区三の丸3-2-1 愛知県東大手庁舎8F）

対象：名古屋市を除く愛知県内にお住まいの方  
(名古屋市にお住まいの方を対象としたプログラムを、名古屋市精神保健福祉センターで実施しています。)

内容：ギャンブル等の楽しみ方を改めるために必要なことをグループで学び合います。

【お申し込み・お問い合わせ】愛知県精神保健福祉センター（052-962-5377）

ご家族の皆さんへ  
ご家族の相談にも応じています（面接は要予約）  
下記の相談電話をご利用ください。  
<ギャンブル等依存症の電話相談 052-951-1722>  
※名古屋市にお住まいのご家族は、名古屋市精神保健福祉センターでご相談ください



## 【名古屋市精神保健福祉センター（ここらぼ）実施プログラム】

### ○名称

NAT-G（なっとじー）

Nagoya Addiction recovery Training program for Gambling disorder  
（なごやギャンブル障害回復トレーニングプログラム）

### ○対象者

- ・名古屋市内にお住まいの方（在勤・在学含む）
- ・ギャンブル等の楽しみ方を改めたい（やめたい）と考える方
- ・事前面接の結果、本プログラムを受けることが適当と認められた方

### ○プログラム

全6回のプログラム（月1回、1回につき2時間程度）

# 令和7年度 NAT-Gのご案内

NAT-Gとは、Nagoya Addiction recovery Training for Gambling disorder（なごやギャンブル障害回復トレーニングプログラム）のアルファベットの頭文字をとったものです。通称「ナットジー」と呼ばれ、ギャンブル依存症からの回復プログラムです。

これは、アメリカで開発された薬物の再使用防止プログラムを基に、ギャンブル依存のプログラムとして改変された認知行動療法です。

このプログラムは島根県で研究開発され、ギャンブル依存症に対して有効なものであるとして、全国に広まったものです。名古屋市ではSAT-G（しまねギャンブル障害回復トレーニングプログラム）を基に名古屋での実施プログラムとしてNAT-Gと変更したものです。

令和7年度実施予定 毎月第3火曜日（8月のみ第2火曜日）

開催時間：14:00～16:00

	前期	後期	テーマ
1	4月15日	10月21日	あなたのギャンブルについて整理してみましょう
2	5月20日	11月18日	引き金から再開にいたる道すじと対処
3	6月17日	12月16日	再開を防ぐために
4	7月15日	1月20日	私の道しるべ
5	8月12日	2月17日	回復への道のり
6	9月16日	3月17日	アンコールセッション

※プログラムを始める前に、面接を実施します。まずはお電話でお問い合わせください。

参加費無料

### 参加対象

- ・名古屋市内にお住まいの方。（在勤・在学含む）
- ・自身のギャンブル等との付き合い方を改めたいと願う方



申込・問合せ先

名古屋市精神保健福祉センター 依存症相談窓口  
電話 052-483-3022 FAX 052-483-2029  
問い合わせ時間 8時45分～17時15分



## (2) 福祉関連従事者における適切な支援

### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者等が依存症であるという認識を持ちにくいという特性があること、医療機関や相談支援体制が十分でないこと及び治療や支援に関する情報が得られにくいこともあるなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難い場合があります。
- そのため、依存症は病気であり医療や支援が必要であることを普及啓発するだけでなく、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識を向上させることにより、円滑な社会復帰に向けて、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる必要があります。
- 本県では、第2期県計画に示したとおり、女性相談支援センターの女性相談支援員、児童相談所職員等の福祉関連従事者において、以下のとおり、所定のガイドライン等に基づき対応と支援が実施されているほか、様々な課題に応じた研修機会などの活用により、適切にギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の周知が図られています。
- 女性相談支援センター（駐在室を含む）の女性相談支援員や市町村の女性相談担当は、依存症などの問題を掲げる者に対する適切な対応方法について記載された「女性相談支援員相談・支援指針」（2024年4月1日一部改訂）を活用し、ギャンブル等依存症について適切な対応を行っています。
- 本県及び名古屋市の児童相談所職員は、依存症などの問題を抱える保護者に対する児童相談所等における具体的な対応方法等について盛り込まれている「こども虐待対応の手引き」（2025年12月24日改正版）に基づき、ギャンブル等依存症を含む依存症などの問題を抱える保護者に対し、適切な対応を行っています。
- 発達障害者支援センター職員は、ギャンブル等依存症である者等の背景に発達障害が疑われる場合には相談に応じ、適切な相談機関や支援機関を案内しています。
- また、障害福祉サービス等に従事している者等に対しては、ギャンブル等依存症を含む精神障害について、精神障害者の障害特性と支援技法に関する研修などを実施しています。  
引き続き、福祉関連従事者について、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図る必要があります。

### <今後の取組>

- 福祉関連従事者は、相談等支援に当たって、ギャンブル等依存症問題が関係する場合には、ガイドラインや手引き等に基づき、様々な支援に関する案内に加え、治療機関や相談支援機関との連携を図る等、適切に対応します。

〔福祉局〕

- 本県においては、精神障害者の障害特性と支援技法に関する研修を始め、様々な課題に応じて行われる研修の機会などを活用し、福祉関連従事者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。  
〔福祉局〕

### (3) 多重債務相談及び消費生活相談における的確な対応

#### <現状及び課題>

- 消費者庁及び金融庁においては、消費生活相談窓口及び地方公共団体等に設置されている多重債務相談窓口に対し、「ギャンブル等依存症が疑われる方やそのご家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）を周知し、現場での相談対応の円滑化及びギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携体制を構築しています。
- 本県においては、第2期県計画で示したとおり、愛知県消費生活総合センターの多重債務相談及び消費生活相談で、対応マニュアル等を参考としつつ、適切に相談に応じること、こうした相談に応じる消費生活相談員等に相談事例等の研修を行うこと及び愛知県多重債務者対策協議会を活用し連携体制の構築を図ることについて、着実に実施しました。  
引き続き、多重債務相談及び消費生活相談の的確かつ円滑な対応を確保する必要があります。

#### <今後の取組>

- 愛知県消費生活総合センターにおいて、多重債務相談等を行うとともに、ギャンブル等依存症の関係が疑われる場合については、対応マニュアル等に基づき、適切な専門機関の紹介に努めます。  
〔県民文化局〕
- 研修会などの機会を活用し、消費生活相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の向上や相談支援機関等に関する情報の提供に努めます。  
〔県民文化局〕
- 愛知県多重債務者対策協議会にギャンブル等依存症対策担当課が参画し、ギャンブル等依存症を背景とした多重債務問題について、関係者が連携して取り組みます。  
〔県民文化局〕

## (4) 生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症問題の知識向上

### <現状及び課題>

- 2013年の生活保護法改正においては、生活保護受給者が適切に家計の管理を行うようにするため、自ら生計の状況を適切に把握する責務が規定され、保護の実施機関は、必要に応じて、助言・指導等を行うこととされました。
- 保護の実施機関を担う生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症に関する研修については、特に2つが挙げられます。
  - 一つは、厚生労働省による生活保護担当ケースワーカー全国研修会、もう一つは、本県による初任者ケースワーカー等を対象とした生活保護関係職員研修です。いずれもギャンブル等依存症に関する知識の向上とその対応策の周知を含む内容です。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、生活保護担当ケースワーカーについて、全国研修会や本県生活保護関係職員研修などにより、ギャンブル等依存症に関する知識等の修得を図っています。
  - 引き続き、両研修などの活用により、生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症に関する知識等の修得を図る必要があります。

### <今後の取組>

- 国の行う生活保護担当ケースワーカー全国研修会や県が行う生活保護関係職員研修の機会などを活用し、生活保護担当ケースワーカーに対して、ギャンブル等依存症に関する知識の修得等を図ります。  
〔福祉局〕

## (5) 関係事業者における相談支援や治療につなぐための取組

### <現状及び課題>

- 公営競技では、ギャンブル等依存症の相談窓口として、全国公営競技施行者連絡協議会により、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」が設置され、全国モーターボート競走施行者協議会により、「ギャンブル依存症予防回復支援センター」が設置されています。
- 県内公営競技施行者は、第2期県計画に示したとおり、ポスター、リーフレット及びウェブサイト等の様々な媒体を通じて、これらの相談窓口の周知を図っていますが、引き続き、十分な周知を図る必要があります。
- ぱちんこでは、ギャンブル等依存症の相談窓口として、パチンコ・パチスロ産業21世紀会の支援により、リカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）が設置されています。また、ぱちんこ営業所には、ぱちんこ依存症防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロードバイザー」の配置が進んでいます。
- 県内ぱちんこ営業者は、第2期県計画に示したとおり、ポスターやリーフレット等の様々な媒体を通じて、「安心パチンコ・パチスロードバイザー」の周知を図っていますが、引き続き、「安心パチンコ・パチスロードバイザー」の配置を進めつつ、十分な周知を図る必要があります。
- なお、本県警察本部においては、県内ぱちんこ営業者に対し、風営適正化法に基づく管理者講習等により、客に対する情報の提供として、依存症防止に関する相談窓口等の店内掲示や広告掲載等の取組も重要な施策の一つとして指導しています。
- 県内関係事業者における相談支援や治療につなぐための取組は次のとおりです。

### ○愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口について、競馬場及び場外勝馬投票券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・相談窓口である愛知県競馬組合総務広報課総務係について、出走馬一覧表に電話番号を掲載

### ○JRA 中京競馬場における取組

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の相談窓口等を掲載した啓発リーフレット「競馬をお楽しみいただくに際して～ギャンブル障害について～」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を競馬場の来場者に配布
- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口を掲載したポスター（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を競馬場内に掲示
- ・啓発週間において、場内モニターで啓発週間の告知とともに、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」を紹介

#### 出走表による相談窓口の案内〔愛知県競馬組合〕

馬券は20歳になってから  
ほどよく楽しむ大人の遊び

相談窓口 0570-007-221 (ナビダイヤル) 愛知県競馬組合 総務広報課 総務係  
10:00～17:00 (月曜日～金曜日 但し、祝休日、年末年始を除く)

### ○ポートレース蒲郡における取組

- ・「ギャンブル依存症予防回復支援センター」等の相談窓口について、競走場及び場外舟券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応

### ○ポートレースとこなめにおける取組

- ・「ギャンブル依存症予防回復支援センター」等の相談窓口について、競走場及び場外舟券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応

#### 場内での相談窓口の案内〔ポートレース蒲郡〕



○名古屋競輪場における取組

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口について、競走場及び場外車券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・競輪場における相談窓口の設置

○豊橋競輪場における取組

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口について、競走場及び場外車券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・競輪場における相談窓口の設置

場内での相談窓口の案内〔名古屋競輪場〕



○愛知県遊技業協同組合における取組

- ・所定の講習を受講したぱちんこ営業所の従業員について、ぱちんこ依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」として配置
- ・「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による『安心パチンコ・パチスロアドバイザー』活動の手引き (Q&A) 等を活用した相談等への対応と RSN をはじめとした相談支援機関等を紹介
- ・「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」について、ポスター掲示やリーフレット配布等により、客やその家族等に周知

〔参考〕安心パチンコ・パチスロアドバイザーの養成数 (2025年9月末現在)

- ・養成研修受講者数 (累計) : 2,445名

ポスターによる相談窓口の案内〔愛知県遊技業協同組合〕

👐のめり込みに注意しましょう。

当店には  
『安心パチンコ・パチスロ  
アドバイザー』がいます。

「どうやって遊ぶの？」  
「最近、遊び過ぎているな」  
まずは一人で悩むのを  
やめてみませんか。



It's a promise

「私たちアドバイザーが、楽しく安全に  
遊んでいただけるようサポートいたします。」

「依存かもしれない…と不安のある方には、  
専門の相談機関などをご紹介いたします。」

パチンコ・パチスロ業界は  
パチンコ・パチスロ依存問題に真剣に取り組んでいます。

パチンコは、  
適度に楽しむ  
遊びです。

パチンコ・パチスロ依存は、  
誰にでも起こりうる問題です。  
ひとりで悩まず、  
お電話ください。

もし、ひとつでも当てはまるなら、  
あなたの遊技は、もう“過度”を  
超えてしまっているかもしれません。

- パチンコをするためにのぞをついた
- 使っていないお金を、使ってしまった
- 負けを隠すようとして、  
途中で止められなくなった
- やり始めると、時間や金額が  
分からなくなってしまう
- パチンコをするために、お金を借りた
- パチンコが原因で、大切な人と  
ケンカになった

**相談窓口**  
**050-3541-6420**  
月～金(土日祝日除く)10:00～22:00(受付は21:30まで)

**ホームページ**  
<http://rsn-sakura.jp/>

ぱちんこ依存問題相談機関  
認定特定非営利活動法人 **リカバリーサポート・ネットワーク**

リカバリーサポート・ネットワークは、ぱちんこ依存問題からの回復を支援する非営利相談機関です。電話による無料相談を行っています。相談は匿名でお受けしています。当団体の活動は、会費、寄付、パチンコ・パチスロ産業21世紀会との連携によって支えられています。

※パチンコ・パチスロ産業21世紀会 (加盟13団体)

全日本遊技事業協同組合連合会、一般社団法人日本遊技関連産業協会、日本遊技機工業協会、日本電機式遊技機工業協同組合、全協遊技機工業協同組合連合会、同業式社団法人遊技機産業協同組合、一般社団法人遊技機センター工業連合会、遊技機関係各団体工業連合会、遊技機関係各団体工業連合会、一般社団法人遊技機関係各団体工業連合会、一般社団法人遊技機関係各団体工業連合会、一般社団法人遊技機関係各団体工業連合会、一般社団法人遊技機関係各団体工業連合会

(2025年9月現在)

- 46 -

### <今後の取組>

- 県内関係事業者は、公営競技場及びぱちんこ営業所等において、相談対応や相談窓口の周知を行います。
- 愛知県遊技業協同組合は、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」について、配置を推進しつつ、ポスター掲示やリーフレット配布等により、客やその家族等に周知を図ります。
- 県内ぱちんこ業者に対して、風営適正化法に基づく管理者講習等により、客に対する情報の提供として、依存防止に関する相談窓口等の店内掲示や広告掲載等の取組の重要性を指導します。

〔警察本部〕

## 2 家族への支援

### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等に必要な資金を得るために借金を重ねる場合も多く、ギャンブル等依存症である者のみならず、その家族の生活に多大な支障を生じさせることがあります。
- また、ギャンブル等依存症は「否認の病」と言われることもあり、ギャンブル等依存症である者が自ら相談窓口や医療機関につながるものが難しく、家族等の周囲からの働きかけが重要であると言われています。
- 県精神保健福祉センターでは、ギャンブル等依存症に関する相談を実施していますが、家族からの相談件数は、全体の半分程となっていることから、ギャンブル等依存症である者だけでなく、その家族への支援も重要であると言えます。

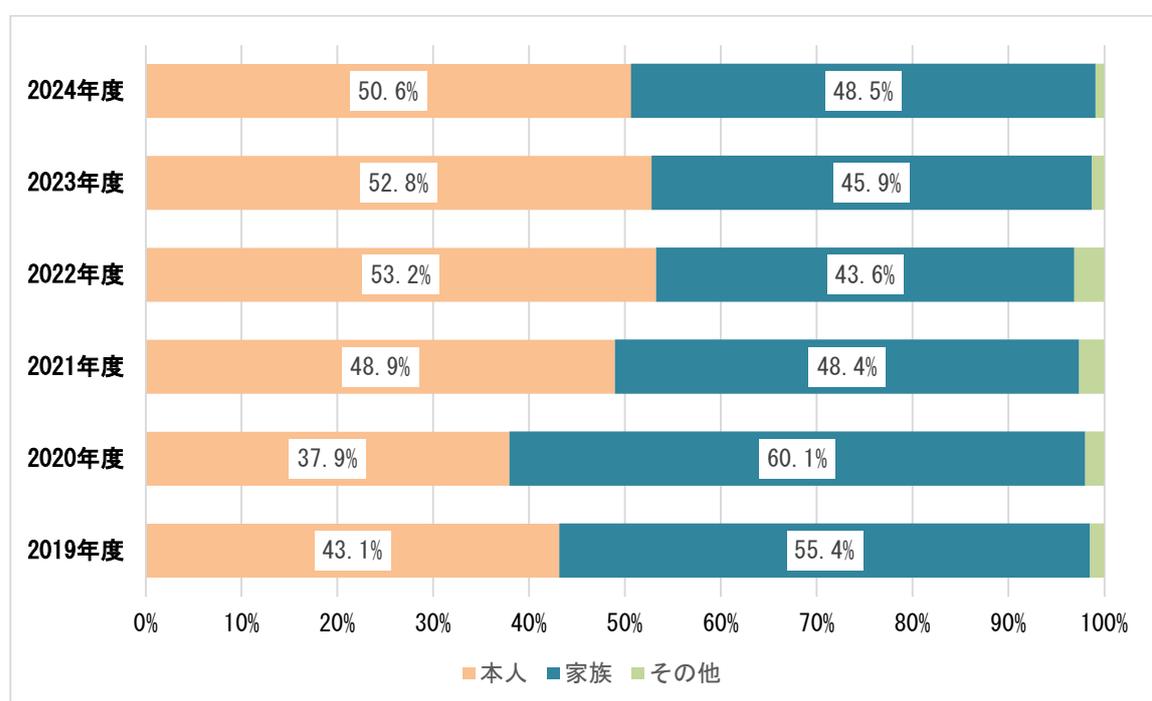


図7 ギャンブル等依存症に関する相談における相談者の内訳(愛知県精神保健福祉センター)

- また、県内関係機関調査では、ギャンブル等依存症対策推進に当たっての課題として、「本人の受診や相談が少ないこと」が挙げられており、「家族が相談できる場や学べる研修等の実施」の必要性が指摘されています。
- こうした課題を踏まえて、第2期県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症である者の家族への支援として、主に以下の取組を着実に実施しました。
  - ・ 県内関係事業者における家族申告によるアクセス制限の運用と周知
  - ・ 県精神保健福祉センター、こころぼ及び保健所における家族相談の実施
  - ・ 県精神保健福祉センター及びこころぼによる家族が依存症を学ぶための講演会や家族教室の実施
  - ・ 県精神保健福祉センターによるギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議において県内関係事業者と相談支援機関との円滑な連携を調整

このほか、自助グループを始めとした民間団体による家族相談や講演会等のイベントも展開されています。

- 引き続き、家族にギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解の浸透を図りつつ、適切な支援窓口に円滑につなぐため、家族への支援について、一層の充実を図る必要があります。

#### ＜今後の取組＞

- 県内関係事業者において、家族申告によるアクセス制限及び「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の家族も活用できる相談支援などの周知を図ります。
- 県精神保健福祉センター及びここらぼにおいて、ギャンブル等依存症である者の家族を対象とした講演会等を実施し、家族相談の機会の充実を図ることにより、適切な支援窓口への円滑な案内に取り組みます。

〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

- 消費者庁が示している消費者向けの啓発用資料等について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーに配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用の働きかけなどに努めます。

〔県民文化局〕

- 県精神保健福祉センターによるギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議において、関係事業者と相談支援機関等との円滑な連携体制の構築を図ることで、家族申告によるアクセス制限を申請した家族等に対し、必要に応じて相談窓口や治療機関につなぐ仕組づくりに取り組みます。

〔保健医療局〕

### 3 医療提供体制の整備

#### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能ですが、ギャンブル等依存症の専門医療機関や専門医の不足等から、ギャンブル等依存症である者等が地域で必要な医療を受けられる体制は十分ではありません。
- 都道府県・政令指定都市については、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、専門的な医療を提供する依存症専門医療機関及び研修や情報発信等を行う依存症治療拠点機関を選定し、医療提供体制の整備を進めることとされています。
- 第2期県計画期間中において、県は、2023年4月に刈谷病院及び藤田医科大学病院を依存症専門医療機関として、2025年4月に刈谷病院を依存症治療拠点機関として選定しました。また、名古屋市は、2025年9月に一ツ山クリニックを専門医療機関として選定しました。

表2 県内の依存症専門医療機関等の選定状況

	依存症専門医療機関	依存症治療拠点機関
	国や県が行う依存症に関する研修を修了した医師等を配置し、専門的な医療を提供する医療機関	専門医療機関のうち、医療機関を対象とした研修等を行う地域の治療拠点となる医療機関
2018	西山クリニック（名古屋市）	西山クリニック（名古屋市）
2019		
2020	西山クリニック（名古屋市）	
2021	堀クリニック（刈谷市）	
2022		
2023	<b>刈谷病院（刈谷市）</b> 西山クリニック（名古屋市）	
2024	<b>藤田医科大学病院（豊明市）</b> 堀クリニック（刈谷市）	
2025	刈谷病院（刈谷市） 西山クリニック（名古屋市） <b>一ツ山クリニック（名古屋市）</b> 藤田医科大学病院（豊明市） 堀クリニック（刈谷市）	<b>刈谷病院（刈谷市）</b> 西山クリニック（名古屋市）

※太字は第2期県計画期間（2023～2025年度）に新たに選定したものの

- 県及び名古屋市は、依存症治療拠点機関においてギャンブル等依存症医療研修を実施し、医療従事者がギャンブル等依存症の知識と対応について学ぶ機会を設け、人材養成を図っています。なお、同研修を修了した医師等の配置は、依存症専門医療機関の選定要件の一つとなっています。
- また、県は、依存症に関する診療体制の充実・強化を図るため、2025年10月に、多様な依存症に対応できる医師を養成する「依存症医学寄附講座」を藤田医科大学に設置しました。

- このほか、愛知県地域保健医療計画において、多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化をすることとしており、ギャンブル等依存症を含む各精神疾患について対応できる医療機関を調査し明らかにしています。
- 引き続き、ギャンブル等依存症である者が地域で適切な医療を受けられるようにするため、依存症専門医療機関等の拡充を図り、地域における依存症の医療提供体制の整備に努める必要があります。

#### <今後の取組>

- 依存症治療拠点機関において、医療機関等を対象とした依存症医療研修を実施し、医療従事者等の人材養成及び依存症専門医療機関等の拡充に努めます。  
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 依存症治療拠点機関において、医療機関等を対象とした専門相談事業を実施し、医療従事者等の資質向上に努めます。  
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 藤田医科大学に、依存症医学寄附講座を設置し、多様な依存症に対応できる医師を養成します。  
〔保健医療局〕
- 藤田医科大学において、専門医療機関等を対象とした研修や連携会議を実施し、人材養成及び医療機関同士の連携推進に取り組みます。  
〔保健医療局〕
- 依存症治療拠点機関において、外来や入院治療を行うとともに、患者を地域の支援団体へつなぐなど、支援団体と連携した受診後の支援を実施します。  
〔保健医療局〕
- 愛知県地域保健医療計画に基づく、多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化に関する取組として、ギャンブル等依存症に対応できる医療機関を調査し、結果についてウェブサイト等により公表します。  
〔保健医療局〕

## ◇依存症医療研修の開催状況

### 【愛知県 [委託先：刈谷病院（ギャンブル等依存症治療拠点機関）]】

	日にち	方法	内容
1日目	2025年 8月31日	オンライン	・ギャンブル等依存症概論 ・ギャンブルによる借金問題について 等
2日目	2025年 9月15日	対面 (刈谷病院)	・ギャンブル依存症回復プログラムの実際 ・依存症患者への動機づけ面談の実際 等

**【愛知県委託事業】**

**令和7年度愛知県依存症医療研修（ギャンブル等依存症）**

日ごろの診療においてギャンブル問題のある患者さんの対応でお困りなことはありませんか？  
本研修は依存症をはじめとするギャンブル関連問題に対し、知識を深め適切な治療・対応が行える人材育成を目的に年一回開催しています。  
ともに学び情報を共有する機会として、ぜひご参加ください。

※本研修は、愛知県依存症専門医療機関選定基準における申請医療機関の医療従事者が受講すべき所定の研修の一つです。  
※2日間全日程を受講された方には修了証書を発行します

**開催日** 8月31日（日）9：15～16：30（オンライン）  
（9：00より受付開始）

9月15日（月）9：30～16：40（対面形式）  
（9：15より受付開始）

**会場** 9月15日（月）：医療法人成精会 刈谷病院 大会議室  
（刈谷市神田町2丁目30番地）

**対象者** 愛知県内の精神科医療機関の医療従事者  
（医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等）  
※原則として名古屋市を除く。

**受講定員** 50名（先着順）※2日間受講できる方を優先

**研修日程** 別紙研修日程をご参照ください

**申込み** 令和7年8月11日（月）〆切 ※定員になり次第締め切ります  
＜申込方法＞※事前申込みが必要です  
申込受付はインターネットのみで行います  
裏面の受講申込URLまたはQRコードよりお申込みください

**問合せ先** 医療法人成精会 刈谷病院内 刈谷アディクションセンター 家城  
〒448-0851 愛知県刈谷市神田町二丁目30番地  
メールアドレス [a-center@kariva-hp.or.jp](mailto:a-center@kariva-hp.or.jp)  
電話番号 (0566)21-2500（直通） FAX (0566)21-3536

**参加費  
無料**

新型コロナウイルス等感染症の動向、または台風等の理由で公共交通機関に影響が出ると判断された場合、開催方法がオンラインに変更になる可能性があります。詳しくは啓発サイトのお知らせにご案内します。  
愛知県依存症治療拠点機関啓発サイト <https://addiction-aichi.jp>（左記URLまたはQRコードよりご参



▲2025年9月に開催した研修の様子

【名古屋市〔委託先：西山クリニック（ギャンブル等依存症治療拠点機関）〕】

	日にち	方法	内容
1日目	2025年 1月19日	対面 (西山クリニック)	・ギャンブル依存症への理解と支援 ・弁護士が借金問題に関わる時 等
2日目	2025年 2月16日	対面 (西山クリニック)	・GAについて（モデルミーティング） ・グループディスカッション 等

(名古屋市委託事業)

参加費  
無料

名古屋市依存症支援者研修会（ギャンブル依存症）  
ギャンブル依存症の理解と支援

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症は、適切な治療と支援により回復が可能な病気です。しかし、依存症者は様々な理由から、必要な治療を十分に受けられないと同時に、関わる医療従事者も日々大変な状況で援助にあたっています。今回は、ギャンブル依存症の研修会を開催したいと思います。全国でも先駆的な取り組みをしている方々をお呼びして、盛りだくさんの内容にしておりますので、みなさんお誘いあわせの上、ぜひご参加下さい。

日程

令和7年 1月19日（日曜）  
10:00～17:00（開場9:30）  
令和7年 2月16日（日曜）  
10:00～15:50（開場9:30）

会場

西山クリニック  
2F デイケア

(名古屋市長春区上社1-704)

ご不明な点はお問い合わせください。



定員 40名

○定員になり次第締め切ります。定員を超えた場合お断りの連絡をさせていただきます。

対象

○病院・診療所・訪問看護ステーションの医療従事者

医療従事者とは、医師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、作業療法士、心理技術者（公認心理師、臨床心理士）、薬剤師、理学療法士、管理栄養士、言語聴覚士

○相談支援事業所等の精神保健福祉士、社会福祉士

※上記対象者は名古屋市から依存症専門医療機関に係る研修に参加した修了証が発行されます。

○名古屋市在勤の方を対象とした研修会です。

参加費 無料

申し込み方法

(申込締切日：令和7年 1月10日 金曜)  
QRコードまたはメールにてお申込みください。  
(Email: [nishiyamacl.kyoten@gmail.com](mailto:nishiyamacl.kyoten@gmail.com))

記載事項：氏名（フリガナ）、生年月日、所属、職種、経験年数、修了証送り先住所、電話番号



※申込みを受付後、メールにて返信させていただきます。

1週間過ぎても返信がない場合はお問い合わせ下さい。

※研修は2日間開催します。

当日の問い合わせ先：052-776-2300

## 4 民間団体の活動に対する支援

### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症の自助グループとしては、ギャンブル等依存症である者本人の集まりであるギャンブラーズ・アノニマス（以下「GA」という。）やギャンブル等依存症である者の家族等の集まりであるギャマノン、ガーファ等があり、「言いつ放し、聞きつ放し」を原則として、自分の考えや悩み等を述べ、経験を共有するミーティングを県内で開催しています。
- ギャンブル等依存症から回復することは、本人や家族一人だけでは難しいため、同じ目的を持った仲間と一緒に回復に取り組むことができるよう、自助グループにつながる必要があるとされています。

表3 県内の本人や家族を対象としたグループ

団体名	主な活動内容
GA (ギャンブラーズ・アノニマス)	・ギャンブルをやめたいという願う人のための自助グループ。全国でミーティングを実施。
GAM-ANON (ギャマノン) GAFA (ガーファ)	・ギャンブルに問題を持つ人の家族や友人のための自助グループ。全国でミーティングを実施。
公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 (当事者支援部)	・ギャンブル依存症から回復し続けている当事者で構成され、オンラインミーティングや全国で当事者相談会を開催し、借金問題などの困りごとを解決するピアサポートを実施。
一般社団法人ギャンブル依存症家族の会愛知	・ギャンブル依存症の家族の集まり。愛知県内でセミナーや家族相談会を開催し、困りごとを解決するピアサポートを実施。

- また、そのほかに、ギャンブル等依存症に関するセミナーや相談支援等を行う民間団体も県内で活動しています。
- 本県及び名古屋市においては、2018年度より自助グループを含む民間団体による以下の活動について、その活動の一部を助成する支援を行っています。
  - ① ミーティング会場の提供など、ギャンブル等依存症である者等やその家族が互いの悩みの共有や情報交換ができる交流活動
  - ② 医療、保健、行政等の専門機関に関する情報提供など、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供
  - ③ ギャンブル等依存症の理解を促進する刊行物発行の費用援助など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動
  - ④ 自助団体に対する相談技術の援助、相談活動の会場提供など、ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動の支援
- また、ここらぼにおいては、民間団体等の活動内容に関する発表機会の提供と普及啓発を目的とした「アディクション・セッション」を実施しています。
- 本県及び名古屋市においては、第2期県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症の回復等に重要な役割を担う地域の貴重な社会資源である民間団体について、活動の周知や助成に加え、啓発事業の連携等に着実に取り組んでいます。

- 引き続き、民間団体について、様々な機会を活用し、意見を十分に聴取しつつ、活動の支援と連携の強化を図る必要があります。

### <今後の取組>

- 民間団体について、様々な機会を活用し意見を十分に聴取しつつ、回復支援活動等の周知や啓発事業を始めとした幅広い連携を図ります。  
〔保健医療局〕
- 民間団体の活動に対し、その活動の一部を助成する支援を行うとともに、県民が民間団体を必要に応じて活用できるよう、ウェブサイト等による積極的な周知を図ります。  
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- こころばにおいて、「アディクション・セッション」を実施し、民間団体の活動内容に関する発表機会の提供と普及啓発を図ります。  
〔名古屋市健康福祉局〕

### ◇ギャンブル依存症家族の会愛知の取組

#### ・名称

一般社団法人 ギャンブル依存症家族の会愛知

#### ・設立

2022年1月（2025年7月法人化）

#### ・主な活動場所

名古屋市、刈谷市など愛知県全域

#### ・主な活動内容

愛知県内にて毎月「家族の会」を開催（尾張地区及び三河地区）。

家族や当事者の体験談をはじめ、ギャンブル依存症に関する基礎知識や、回復施設、医療・行政機関、自助グループなどの連携先の情報提供などを行います。

毎回困りごとを相談する時間を設けており、全国の事例・経験をもとに一人一人に合ったオーダーメイドの解決策を一緒に考えて提供しています。

※同時間・別室会場で「当事者会」も実施、「預かり保育」もあります。

#### ・問い合わせ先

電話 070-8493-6525（松本）

メール [gdfam.aichi@gmail.com](mailto:gdfam.aichi@gmail.com)

URL <https://gdfam.org/group/aichi/>

※「家族の会」の開催日時・場所等はウェブページでご確認下さい。



▲2025年5月に開催したセミナーの様子

## 5 社会復帰支援

### (1) 就労支援関係者のギャンブル等依存症問題の知識の向上

#### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者等が依存症であるという認識を持ちにくいという特性があること、医療機関や相談支援体制が十分でないこと及び治療や支援に関する情報が得られにくいこともあるなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難い場合があります。
- そのため、円滑な社会復帰に向けて、依存症は病気であり医療や支援が必要であることを普及啓発するだけでなく、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会のある就労支援関係者が知識を習得することにより、ギャンブル等依存症である者等を早期発見し、適切な支援につなげる必要があります。
- 求職者については、ギャンブル等依存症であっても、本人の自覚がなく医療機関等で診断・治療を受けていない場合があるため、求職者に対して、ギャンブル等依存症に関する周知・広報を行う必要があります。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援関係者に対して、様々な研修の活用等により、適切にギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の周知を図っています。  
引き続き、就労支援関係者について、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図る必要があります。

#### <今後の取組>

- 県精神保健福祉センターによる研修の機会などを活用し、ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口の就労支援関係者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。  
〔労働局〕
- ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口において、ギャンブル等依存症問題に関するリーフレット等を活用し、ギャンブル等依存症により悩んでいる求職者等に対しギャンブル等依存症問題や相談支援機関・治療機関に関する情報を伝え、適切な支援につなげられるよう努めます。  
〔労働局〕

## (2) ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援

### <現状及び課題>

- 生活困窮者については、ギャンブル等依存症問題も含め、複合的な課題を抱える場合があるため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく自立相談支援事業を中心に、就労、家計等に関する包括的な支援のほか、他の専門機関と連携して、相談者の状態に応じたきめ細かな支援が行われています。
- そのため、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員が、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し、その特性を踏まえた適切な支援を行えるよう、ギャンブル等依存症問題に関する知識等を修得することが必要です。
- 本県においては、第 2 期県計画に示したとおり、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員に対して、関連研修の機会の活用等により、適切にギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図っています。  
引き続き、生活困窮者支援に従事する支援員について、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図る必要があります。

### <今後の取組>

- 国や県が実施する生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修の機会などを活用し、生活困窮者支援に従事する支援員に対して、ギャンブル等依存症に関する知識と対応方法の向上を図ります。

〔福祉局〕

### Ⅲ 依存症対策の基盤整備

#### 対策の方向性

- 複雑かつ深刻化する依存症の問題に適切に対応するため、依存症対策センターを核にした総合的な依存症対策を推進するほか、包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現並びに関係事業者における体制整備により依存症対策の基盤整備を図ります。
- ギャンブル等依存症を含む依存症の問題について、地域の実情に応じた施策を講じ、効果的に対策を進めていくための実態調査や研究等を実施します。
- ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

#### 1 依存症対策の体制整備

##### (1) 依存症対策センターを核にした総合的な依存症対策の推進

###### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症については、若年者からの相談件数の増加や、社会問題化する違法オンラインカジノの影響など、取り巻く状況は複雑かつ深刻化しています。
- ギャンブル等依存症を含む依存症の問題への対策に当たっては、依存症に対する理解を深め、適切な支援につなげていくための普及啓発や相談支援のさらなる充実と医療的な側面からの支援の強化といった総合的な依存症対策を推進することが必要です。

###### <今後の取組>

- 本県では、依存症の問題に適切に対応するため、独自の取組として、人材養成・研究を主とする「藤田医科大学」と治療・情報発信を主とする「刈谷病院」を新たに「愛知県依存症対策センター」に位置づけ、依存症対策センターを核に県内の専門医療機関や地域の支援機関・団体と連携して、総合的な依存症対策を推進します。

###### ◇愛知県依存症対策センターについて

###### 1 名称

愛知県依存症対策センター

※藤田医科大学及び刈谷病院それぞれを依存症対策センターに位置づけ

###### 2 開設時期

2026年4月

###### 3 取組内容

###### ○藤田医科大学病院 [人材養成・研究]

- ・ 依存症に対応できる医師の養成のための寄附講座
- ・ 依存症専門医療機関等を対象とした研修や連携会議
- ・ 依存症対策を効果的に進めていくための調査研究

###### ○刈谷病院 [治療・情報発信]

- ・ 地域の支援団体と連携した受診後の支援
- ・ 精神科医療機関対象の依存症専門医療機関になるための研修や専門相談
- ・ 依存症に関するポータルサイトの開設

※詳しくは「依存症対策の充実・強化に向けた取組」(14ページ)もご覧ください。

## (2) 包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現

### <現状及び課題>

- 都道府県・政令指定都市については、「依存症対策地域支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、行政、医療、福祉及び司法を含めた関係機関の密接な連携、依存症に関する情報や課題の共有等を目的として、関係機関による連携会議を開催することとされています。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、県精神保健福祉センターにおいて、名古屋市との協働により、ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議（以下「関係機関連絡会議」という。）を開催し、当事者団体及び家族団体、ギャンブル等依存症支援関係団体、保健医療福祉関係機関、関係事業者及び多重債務問題関係団体等を構成員として、顔の見える関係づくりを行い、関係機関の包括的な連携協力体制の着実な構築を図っています。
- 一方、県内関係機関調査では、関係機関同士の顔の見える関係づくりの重要性に加え、各機関の取組についての情報交換や連携に必要な情報の明確化の必要が指摘されました。また、同調査では、ギャンブル等依存症対策推進に当たっての課題として、「背景に複合的な問題があること」が指摘されており、その解決に当たっては関係機関による包括的な連携協力体制が求められています。
- また、2025年基本計画では、若年者への普及啓発の観点から教育委員会との連携、また多重債務問題等の観点から司法書士等との連携強化の必要性が示されています。
- それらを踏まえ、引き続き関係機関連絡会議等により、包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現に向けた取組を進める必要があります。

### <今後の取組>

- 県精神保健福祉センターにおいて、名古屋市と協働のうえ、教育委員会や司法書士会等が参画する関係機関連絡会議を実施し、ギャンブル等依存症問題について、関係機関が相互理解を深め、包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現をめざし、以下の取組を推進します。  
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
  - ① ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター等の各種相談窓口において早期に発見し、県精神保健福祉センター・こころぼ・保健所等の相談支援機関、専門医療機関等へと早期につなげられるようにする。
  - ② ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪などの問題に密接に関連することを踏まえ、包括的な連携協力体制を通じて、様々な機関が連携して対応する。
  - ③ ギャンブル等依存症である者等には、発達障害などの他の精神障害も抱える者もいることから、個々の状況に応じた適切な医療や支援につなげるため、包括的な連携協力体制の枠組を活用する。
  - ④ 各機関の支援内容や課題を共有のうえ、役割分担の整理を含めた改善策を検討するとともに、関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携を図り、あわせて従業者教育・普及啓発を推進する。

- 関係機関・関係団体について、顔の見える関係づくりを一層推進するため、連携強化を図る研修や協同イベントの実施をめざします。  
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 消費生活相談窓口等の各相談支援機関において、ギャンブル等依存症問題に関する相談を受けた際には、対応マニュアル等の活用等により、連携協力を努めます。  
〔県民文化局〕

### (3) 関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等による体制整備

#### <現状及び課題>

- 県内関係事業者においては、第2期県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症対策に関する責任者等の設置、従業員教育の推進等により、ギャンブル等依存症対策に関して着実に体制整備を図っています。
- 県内関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等の取組は次のとおりです。

#### ○愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組

- ・「地方競馬依存症相談窓口運用マニュアル」に基づく依存症対応責任者（総務部総務広報課長）の設置
- ・同マニュアルの活用による相談等対応及び従事者の関連講習会（地方競馬全国協会（NRA）及び全国公営競馬主催者協議会実施）受講

#### ○JRA 中京競馬場における取組

- ・「ギャンブル等依存症対策実施規程」に基づく、ギャンブル等依存症対策上席責任者（中京競馬場場長）および対策責任者（お客様課担当管理職）を設置
- ・「ギャンブル等依存症対策に関するお客様対応マニュアル」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）の活用による相談等対応
- ・役職員について、「ギャンブル等依存症対策に係るeラーニング研修」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）受講
- ・従業員について、適切な顧客対応の観点からギャンブル等依存症に関する知識を習得するための教育・指導

#### ○ボートレース蒲郡における取組

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（ボートレース事業部長）の設置及び担当者の配置並びに関連研修（全国モーターボート競走施行者協議会主催）の受講
- ・従業員等を対象としたギャンブル等依存症対策研修の実施
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国モーターボート競走施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

#### ○ボートレースとこなめにおける取組

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（管理者）の設置及び担当者の配置並びに関連研修（全国モーターボート競走施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国モーターボート競走施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

#### ○名古屋競輪場における取組

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（事務局長）及び担当者の設置並びに関連研修（全国競輪施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国競輪施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

#### ○豊橋競輪場における取組

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（競輪事務所長）及び担当者の設置並びに関連研修（全国競輪施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国競輪施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

○愛知県遊技業協同組合における取組

- ・所定の講習を受講したぱちんこ営業所の従業員について、ぱちんこへの依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」として配置
- ・依存(のめり込み)問題対応ガイドライン等に基づく、依存症防止対策の従業員教育の実施
- ・風営適正化法施行規則に基づく管理者業務として、ぱちんこへの依存防止対策の実施

- なお、本県警察本部においては、第2期県計画に示したとおり、県内ぱちんこ営業者に対し、報告及び立入り等により、管理者による依存症防止対策の取組状況を適切に確認しています。

<今後の取組>

- 県内公営競技施行者において、ギャンブル等依存症対策に関する責任者等の設置、従業員教育の推進等により、ギャンブル等依存症対策の体制整備を図ります。
- 愛知県遊技業協同組合において、ぱちんこ営業所に安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置を進めつつ、依存(のめり込み)問題対応ガイドライン等の活用により、依存症防止対策についての従業員教育の推進を図ります。
- 県内ぱちんこ営業者に対して、風営適正化法に基づく立入り等により、管理者による依存症防止対策の取組状況を適宜確認し、取組を促進します。  
〔警察本部〕

## 2 ギャンブル等依存症問題に関する調査研究

### <現状及び課題>

- 基本法第 23 条では、「三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行う」ことを求めていることから、国は、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにおいて、2023 年度に精神保健医療領域における依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症が疑われる者の状況について調査を行いました。
- 同調査では、調査対象者（満 18 歳以上 75 歳未満の日本国籍を有する者）の過去 1 年以内のギャンブル等の経験の評価結果から「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の 1.7%と推計しています。
- 依存症対策の推進に当たっては、依存症に関する実態等を調査し、地域の実情に応じた施策を講じることが必要ですが、これまで本県ではギャンブル等依存症問題に関する調査研究を行っていませんでした。

### <今後の取組>

- 藤田医科大学において、専門医療機関等との連携のもと、ギャンブル等依存症を含む依存症の問題について、効果的に対策を進めていくための実態調査や研究を実施します。  
〔保健医療局〕

### 3 人材の確保

#### <現状及び課題>

- ギャンブル等依存症は多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保・養成を図る必要があります。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、オンラインの活用を含む効果的な研修手法により、ギャンブル等依存症に関する知識及び支援技術等を有する人材を着実に確保・養成しています。

#### <今後の取組>

- 県精神保健福祉センターにおいてギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修、こころばにおいてギャンブル等依存症に関する基礎研修等を実施し、市町村、保健所職員等のギャンブル等依存症に関する知識及び支援技術等の向上を図ります。(P37 参照)  
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 精神障害者の障害特性と支援技法に関する研修を始め、様々な課題に応じて行われる研修の機会などを活用し、福祉関連従事者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。(P41 参照)  
〔福祉局〕
- 研修会などの機会を活用し、消費生活相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の向上や相談支援機関等に関する情報の提供に努めます。(P42 参照)  
〔県民文化局〕
- 国の行う生活保護担当ケースワーカー全国研修会や県が行う生活保護関係職員研修の機会などを活用し、生活保護担当ケースワーカーに対して、ギャンブル等依存症に関する知識の修得等を図ります。(P43 参照)  
〔福祉局〕
- 依存症治療拠点機関において、医療機関等を対象とした依存症医療研修を実施し、医療従事者の人材養成及び依存症専門医療機関等の拡充に努めます。(P51 参照)  
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 依存症治療拠点機関において、医療機関等を対象とした専門相談事業を実施し、医療従事者等の資質向上に努めます。(P51 参照)  
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 藤田医科大学に、依存症医学寄附講座を設置し、多様な依存症に対応できる医師を養成します。(P51 参照)  
〔保健医療局〕
- 藤田医科大学において、専門医療機関等を対象とした研修や連携会議を実施し、人材養成及び医療機関同士の連携推進に取り組みます。(P51 参照)  
〔保健医療局〕
- 県精神保健福祉センターによる研修の機会などを活用し、ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口の就労支援関係者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。(P56 参照)  
〔労働局〕

- 国や県が実施する生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修の機会などを活用し、生活困窮者支援に従事する支援員に対して、ギャンブル等依存症に関する知識と対応方法の向上を図ります。(P57 参照)

〔福祉局〕

## IV 多重債務問題等への取組

### 対策の方向性

- 多重債務問題を始めギャンブル等依存症に関連して生じるギャンブル等依存症問題等について対策を進めます。特に、オンラインカジノについて、アクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されていることを踏まえ、取り締まりに加え、オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育に取り組みます。

## 1 多重債務問題等への取組

### (1) 多重債務問題への取組

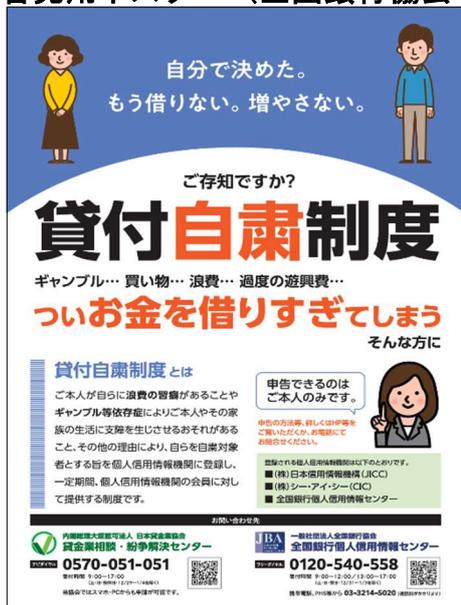
#### <現状及び課題>

- 2018年4月、日本貸金業協会において貸付自粛制度が拡充され、ギャンブル等依存症が対象に追加されています。また、一般社団法人全国銀行協会においても、2019年3月より、同制度の運用が開始されています。
- 本県の登録貸金業者は44業者（2025年9月末）であり、各事業者においては同制度の適切な運用に取り組んでいます。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、貸金業の立入検査に当たって、個人信用情報機関の登録情報の適切な使用を確認のうえ、貸付自粛制度の登録がある個人に対しては、融資に応じないことを確認及び指導しています。
- また、多重債務問題や悪質金融業者に対する相談窓口に関するパンフレットを作成し、市町村、商工会・商工会議所、貸金業関係機関等に配布し、多重債務問題等の被害軽減を図っています。

#### <今後の取組>

- 引き続き、貸金業に対する監督業務等を通じて、貸付自粛制度の運用状況を確認する等、適切な運用の確保に努めます。  
〔経済産業局〕
- また、貸金業関係機関等と連携し、リーフレットの配布などの、当該制度を必要とする者に的確に伝わるような周知が推進されるよう努めます。  
〔経済産業局〕

### ◇啓発用ポスター（全国銀行協会・日本貸金業協会 2020）



自分で決めた。  
もう借らない。増やさない。

ご存知ですか？  
**貸付自粛制度**  
ギャンブル… 買い物… 浪費… 過度の遊興費…  
**ついお金を借りすぎてしまう**  
そんな方に

**貸付自粛制度とは**  
ご本人が自らに浪費の習慣があることやギャンブル等依存症によりご本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、その他の理由により、自らを自粛対象者とする旨を個人信用情報機関に登録し、一定期間、個人信用情報機関の会員に対して提供する制度です。

申告できるのはご本人のみです。  
申告の方法等、詳しくはHP等をご覧いただき、お電話にてお問合せください。

登録される個人信用情報機関は以下のとおりです。  
■(株)日本信用情報機構(JICC)  
■(株)シー・アイ・シー(CIC)  
■全国銀行個人信用情報センター

お問い合わせ先  
内閣府 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター  
0570-051-051  
一般社団法人全国銀行協会 全国銀行個人信用情報センター  
0120-540-558

## (2) 宝くじにおける自主的な取組の推進

### <現状及び課題>

- 全国自治宝くじ事務協議会は、ギャンブル等依存症に関する専門家の研修を受けた相談対応者を宝くじコールセンターに設置する、ウェブサイトにおける購入制限を実施するなど、ギャンブル等依存症に係る取組を自主的に実施しています。
- ギャンブル等依存症が疑われる者が宝くじを購入することもあることを踏まえ、引き続き宝くじを健全に楽しんでいただけるよう、自主的な取組を推進することが重要であり、本県でもそれを踏まえた取組の実施が必要です。

### <今後の取組>

- 本県も構成員である全国自治宝くじ事務協議会において、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動の実施やウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、ギャンブル等依存症にかかる自主的な取組を推進します。  
〔総務局〕
- また、本県においても、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動の実施など、自主的な取組の推進に努めます。  
〔総務局〕

## 2 オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組

### (1) 違法なギャンブル等の取締りの強化

#### <現状及び課題>

- 本県警察本部においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進していますが、賭博事犯は依然として発生しています。
- また、2025年基本計画では、賭客のみならずオンラインカジノの収納代行業者やアフィリエイト等、オンライン上で行われる賭博の運営に関与する者の取締りを強化する必要性が示されました。
- これらを踏まえ、オンラインカジノ等オンライン上で行われる賭博を始めとする違法なギャンブル等の取締りを徹底し、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進する必要があります。

#### <今後の取組>

- 参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第11項も踏まえ、オンラインカジノ、違法な賭博店等の取締りを徹底し、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進します。  
〔警察本部〕

○ギャンブル等依存症対策基本法案に対する参議院・内閣委員会における付帯決議  
第11項

警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

## (2) オンラインカジノの違法性等の周知

### <現状及び課題>

- 近年、オンラインカジノサイトへのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されているほか、オンラインカジノに関する消費生活相談が依然として寄せられており、オンラインカジノの違法性について引き続き周知するとともに、オンラインカジノが関係する「もうけ話」について注意喚起を実施する必要があります。
- また、青少年やその保護者に対して、オンラインカジノの違法性を周知し、オンラインカジノに関するトラブルに巻き込まれることがないようにするための広報啓発・教育を推進する必要があります。

### <今後の取組>

- 青少年やその保護者に対して、オンラインカジノの違法性を周知し、オンラインカジノに関するトラブルに巻き込まれることがないようにするための広報啓発・教育を推進します。  
〔警察本部〕
- オンラインカジノ対策に係る関係局等の取組について、消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」などを通じて広く情報提供に努めます。  
〔県民文化局〕
- インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守るため、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性を周知するとともに、家庭でのルール作りを支援する講座を開催します。  
〔県民文化局〕
- 警察本部や教育委員会、青少年育成関係団体、市町村等と連携を図りながら「青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動」の中で、オンラインカジノは犯罪であることの規範意識を青少年に身に付けさせるための非行防止教室の開催等の取組を推進します。  
〔県民文化局〕

### ◇啓発用ポスター（警察庁・消費者庁 2022）



### 第三章 ギャンブル等依存症対策の推進体制と進行管理等

- ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症問題に関する他の施策との連携が図られるよう、相互に必要な連絡・調整を行いつつ本計画の取組を推進します。

#### <連携が図られる必要がある主な関係施策等>

- ・アルコール、薬物依存に関する各施策
- ・愛知県地域保健医療計画（計画期間：2024年度～2029年度）
- ・第3期健康日本21 あいち新計画（計画期間：2024年度～2035年度）
- ・第2期愛知県アルコール健康障害対策推進計画（計画期間：2024年度～2027年度）

- 計画を着実に推進するため、計画の目標の達成状況や施策の進捗状況については、有識者等により構成されるギャンブル等依存症対策推進協議会を設置し、意見聴取を行うことにより、適切に進行管理を行います。
- 計画に位置付けた取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間が終了する前であっても必要に応じて見直しを行います。
- 計画の見直しに当たっては、必要に応じて、ギャンブル等依存症問題の実態把握等に関する調査を実施します。
- 計画に係る取組を広く県民へ周知し、ギャンブル等依存症問題に対する啓発を行うために、ウェブページ等を活用し計画を公表するとともに、啓発週間等の機会をとらえ、計画に関する積極的な周知を行います。

# 參考資料

**ギャンブル等依存症対策基本法**（平成三十年法律第七十四号）（令和七年一部改正）

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）

附則

**第一章 総則****（目的）**

**第一条** この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

**（定義）**

**第二条** この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条及び第九条の二第二項第一号において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

**（基本理念）**

**第三条** ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

**（アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮）**

**第四条** ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

**（国の責務）**

**第五条** 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

**（地方公共団体の責務）**

**第六条** 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**（関係事業者の責務）**

**第七条** ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

**第八条** 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

**第九条** 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを表示する行為等の禁止)

**第九条の二** インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者（ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを表示する行為
  - 二 インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為
- 2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 違法オンラインギャンブル等 ギャンブル等のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるもの
  - 二 違法オンラインギャンブル等ウェブサイト ウェブサイトのうち、当該ウェブサイトにおいて違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの
  - 三 違法オンラインギャンブル等プログラム プログラムのうち、当該プログラムの利用に際し違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

**第十条** 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

- 2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。
- 3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

**第十一条** 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

**第十二条** 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年

ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

**第十三条** 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であつてギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

### 第三章 基本的施策

#### (教育の振興等)

**第十四条** 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等（第九条の二第二項第一号に掲げる違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置を含む。）を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

#### (ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

#### (医療提供体制の整備)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

#### (相談支援等)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
  - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
  - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

**第二十八条** 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

**第二十九条** 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者（資料提供等）

**第三十条** 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

**第三十一条** 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

**第三十二条** 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

**第三十三条** 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

**第三十四条** 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

**第三十五条** 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

**第三十六条** この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則 (令和三年法律第三六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和七年法律第七六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

平成三十年七月五日  
参議院内閣委員会

### ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 一 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づくギャンブル等依存症対策の実効性を最大限確保するため、徹底したP D C Aサイクルに基づく取組を推進すること。
- 二 政府は、本法の基本理念にのっとり、包括的なギャンブル等依存症対策の必要性について留意しつつ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に際しては、啓発を含む広告及び宣伝の在り方、入場管理の在り方、本人や家族の申告に基づく利用制限の在り方、相談窓口の在り方、インターネット投票における対応の在り方等を検討すること。
- 三 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症の患者等の支援等を始めとする取組の実態を十分に調査の上、必要とされる対策を検討すること。
- 四 本法第七条に定める関係事業者は、本法がギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくするためのものであることを踏まえ、その事業活動を行うに当たっては、ギャンブル等依存症の予防等に可能な限り配慮すること。
- 五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。
- 六 政府は、ギャンブル等依存症対策とアルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、適切な予算の策定を行うよう配慮し、ギャンブル等依存症対策を着実に進めるための予算の確保に努めること。
- 七 政府は、ギャンブル等依存症が適切な治療と支援により回復が可能な疾患であることなど、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ること。
- 八 政府は、ギャンブル等依存症対策に係る連携協力体制の整備について、民間団体の取組と地域における公的機関との連携が確保されるものとなるよう、必要な施策を検討すること。
- 九 政府は、ギャンブル等依存症の治療に有効な薬物、治療方法や早期介入技法など、診断、治療、支援の方法に関する研究を推進するために、必要な措置を検討すること。
- 十 政府は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の運営に当たっては、本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の意見を十分に聴取すること。
- 十一 警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

右決議する。

## ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和7年変更【概要】

**第1章 基本的考え方等****第2章 取り組むべき具体的施策****I 関係事業者の取組****I-1～3 公営競技における取組**

- ・指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・インターネット投票におけるアクセス制限制度の活用、インターネット投票利用者の投票データの分析等
- ・相談体制の強化

**I-4 ぱちんこにおける取組**

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化
- ・ぱちんこ営業所のATM等の撤去等
- ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援

**II 予防教育・普及啓発**

- ・効果的な普及啓発の実施
- ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等に対する普及啓発
- ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発
- ・職場における普及啓発

**III 依存症対策の基盤整備・様々な支援**

- ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進
- ・相談拠点等における相談等の支援
- ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実
- ・自助グループを始めとする民間団体等に対する支援
- ・医師の養成を始めとする人材の確保

**IV 調査研究・実態調査**

- ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握

**V 多重債務問題等への取組**

- ・貸付自粛制度の適切な運用確保及び制度の周知
- ・宝くじにおける取組の推進

**VI オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組**

- ・オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等の取締りの強化
- ・オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育
- ・オンラインカジノサイトへのアクセスに関する対策の推進

## 愛知県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱

## (目的)

第1条 ギャンブル等依存症対策に関して、関係機関及び民間団体等と協議を行い、もって本県におけるギャンブル等依存症対策を総合的に推進するため、ギャンブル等依存症対策推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

## (検討事項)

第2条 協議会は、次号に掲げる事項について所掌する。

- (1) ギャンブル等依存症対策の取組の方向性に関する事
- (2) ギャンブル等依存症対策の取組の検証に関する事
- (3) ギャンブル等依存症対策基本法に基づく県計画の策定に関する事
- (4) その他ギャンブル等依存症対策の推進に関して必要な事項

## (構成)

第3条 協議会は別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合に委嘱できる補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 委員が団体の代表として選任されている場合は、検討事項等により委員に代わりその団体から代理を出席させることができる。

## (座長)

第4条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

## (運営)

第5条 協議会は、愛知県保健医療局長が招集する。

- 2 愛知県保健医療局長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合には、協議会の内容及び関係資料を全委員に周知し、委員からの意見を集約し、同意見を反映した内容を通知することにより協議会の開催に代えることができる。
- 3 座長は協議会を統括し、協議会の進行にあたる。
- 4 やむを得ない場合には、委員の代理の者が出席し、意見を述べるができることとする。
- 5 協議会は、必要に応じ委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## (協議会)

第6条 協議会は原則公開とする。ただし、協議会が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれている事項について調査審議等を行うとき
  - (2) 協議会を公開することにより、当該協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 会議録は5年間保存する。

(部会)

第7条 協議会の庶務は、保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月21日から施行する。

【略】

附 則

この要綱は、令和8年2月16日から施行し、令和8年1月13日から適用する。

## 別 表

## 愛知県ギャンブル等依存症対策推進協議会委員

(五十音順 敬称略)

氏 名	所 属 ・ 職 名
池田 和憲	愛知県司法書士会 社会事業部長
(~2025. 9. 30)福井 秀明 (2025. 10. 1~)石原 敏之	日本貸金業協会愛知県支部 事務長
大河内 智	藤田医科大学病院 准教授
垣田 泰宏	医療法人成精会刈谷病院 院長
加藤 敬介	愛知県依存症専門医療機関 (ギャンブル等依存症) 堀クリニック 臨床心理士
川岸 伸矢	愛知県競馬組合総務広報課 課長
川畑 明義	蒲郡市ボートレース事業部次長 (経営企画担当) 兼 経営企画課 課長
(~2026. 1. 12)飯田 悦子 (2026. 1. 13~)関 美枝子	ギヤマノン名古屋竹の子
内藤 千昭	名古屋市依存症治療拠点機関 (ギャンブル等依存症) 西山クリニック 精神保健福祉士
中島 亮一	名古屋市健康福祉局健康部 担当課長
船橋 克明	愛知県医師会 理事
増井 恒夫	愛知県保健所長会 (愛知県豊川保健所 所長)
松本 知美	公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 (愛知事務所)
水谷 大太郎	愛知県弁護士会 (水谷法律事務所 弁護士)
水野 正樹	愛知県遊技業協同組合 専務理事
山本 かおり	愛知県精神保健福祉士協会 (桶狭間病院藤田こころケアセンター 精神保健福祉士)
匿名	ギャンブル等依存症当事者

## 愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定経過

年月日	策定経過
2018年 7月13日	ギャンブル等依存症対策基本法 公布
10月 5日	ギャンブル等依存症対策基本法 施行
2019年 4月19日	国が「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定
2020年 3月31日	愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画【第1期】 公表
2022年 3月25日	国が「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を改定 (令和4年変更)
2023年 3月31日	愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画【第2期】 公表
2025年 3月21日	国が「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を改定 (令和7年変更)
6月18日	ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律 成立 (7月10日公布、9月25日施行)
8月27日	第1回愛知県ギャンブル等依存症対策推進協議会 開催
11月11日	第2回愛知県ギャンブル等依存症対策推進協議会 開催
2026年1月13日 2月11日	パブリックコメント 実施
3月17日	第3回愛知県ギャンブル等依存症対策推進協議会 開催
3月27日	愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画【第3期】 公表

2024年度県政世論調査「ギャンブル等依存症について」（抄）

**1 調査の目的**

県民生活に関わりの深い県政の各分野の当面する様々な課題について、県民の関心や意向、要望等を把握し、今後の県政運営に反映するための基礎資料とする。

**2 調査の項目**

- (1) 県の広報活動について
- (2) 自転車用ヘルメットの着用等について
- (3) 特殊詐欺について
- (4) 「SDGs（持続可能な開発目標）」について
- (5) 「エシカル消費」について
- (6) 動物愛護管理について
- (7) 「ペット同行避難」について
- (8) 「ヤングケアラー」について
- (9) ギャンブル等依存症について**
- (10) あいち航空ミュージアムについて
- (11) 土地利用対策について

**3 調査の設計**

- (1) 調査地域 愛知県
- (2) 調査対象 県内居住の18歳以上の県民
- (3) 標本数 3,000人
- (4) 抽出方法 層化二段無作為抽出法
- (5) 調査方法 郵送・インターネット回答併用
- (6) 調査期間 2024年7月1日（月）から7月20日（土）まで

**4 回収結果**

- (1) 標本数 3,000人
- (2) 回収数 1,514人（50.5%）

**5 調査回答者の属性**

男性	女性	答えたくない、 わからない、その他	無回答
695人	795人	15人	19人
45.2%	52.5%	1.0%	1.3%

**6 調査結果の概要「ギャンブル等依存症について」**

**(1) ギャンブル等の経験**

「宝くじ（ロト・ナンバーズ等）」が 55.2%

ギャンブル等の経験について、「宝くじ（ロト・ナンバーズ等）」と答えた人の割合が55.2%と最も高く、続いて「パチンコ・パチスロ」（42.3%）、「競馬」（22.8%）の順となっている。

一方で、「ギャンブル等をしたことはない」と答えた人の割合は26.7%となっている。

**(2) 「ギャンブル等依存症」の認知度**

“聞いたことがある”が 97.2%

「ギャンブル等依存症」の認知度について、「聞いたことがあり、内容もよく知っている」（42.1%）と「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」（47.6%）と「聞いたことはあるが、内容までは知らない」（7.5%）を合わせた“聞いたことがある”と答えた人

の割合は 97.2%となっている。

一方で、「聞いたことがない」と答えた人の割合は 1.0%となっている。

**(3) 「ギャンブル等依存症」を知ったきっかけ**

**「テレビ・ラジオ」が 87.8%**

「ギャンブル等依存症」を知ったきっかけについて、「テレビ・ラジオ」と答えた人の割合が 87.8%と最も高く、続いて「新聞・雑誌」(40.8%)、「SNS (X (旧 Twitter)、LINE、Instagram 等)・Web ページ等」(22.6%) の順となっている。

**(4) 「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の認知度**

**「知らない」が 95.2%**

「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の認知度について、「知らない」と答えた人の割合は 95.2%となっている。

一方で、「知っている」と答えた人の割合は 3.2%となっている。

**(5) ギャンブル等によるトラブルに遭った場合の相談相手**

**「家族」が 48.3%**

ギャンブル等によるトラブルに遭った場合の相談相手について、「家族」と答えた人の割合が 48.3%と最も高く、続いて「公的な相談機関 (市区町村窓口や精神保健福祉センター、保健所等)」(41.1%)、「友人・知人」(23.9%) の順となっている。

**【参考】2024 年度県政世論調査の結果について**

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koho/0000000110.html>

## 愛知県ギャンブル等依存症対策推進に関する調査(抄)

## 1 調査の概要

名 称	愛知県ギャンブル等依存症対策推進に関する調査
目 的	愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画改定の基礎資料とするため
時 期	2025年5月9日(金)～2025年6月7日(土)[30日間]
方 法	記名自記式調査
対 象	157箇所[医療機関22箇所・相談機関135箇所]
回収状況	回収率75.8%(157箇所発送うち119箇所回収)

## 2 結果の概要

## (1) 他機関との連携に必要な取組について

## ○調査内容

医療機関及び相談機関それぞれに対し、以下の機関と連携するにあたり必要と考える取組について調査した。

	連携の相手先
医療機関向け調査	①医療機関、②自助グループ
相談機関向け調査	①相談機関、②自助グループ、③他の相談機関、④関係事業者

## ○調査結果

他機関との連携にあたっては、「相互の取組についての情報交換」や「連携にあたって必要な情報等の明確化」を必要とする意見が多かった。

次いで、「連携会議による顔の見える関係の構築」を求める意見も多く、顔の見える関係の構築をとおして、関係機関相互の取組や連携にあたって必要な情報を共有することも必要な取組であると考えられる。

## (2) 相談や治療にあたっての課題及び行政に望む取組について

## ○調査内容

医療機関及び相談機関それぞれに対し、ギャンブル等依存症の相談や治療にあたっての課題及びギャンブル等依存症対策にあたり行政に望む取組について調査した。

## ○調査結果

ギャンブル等依存症の相談や治療にあたっての課題は、「受診や相談が少ないこと」や「背景に複合的な問題があること」をあげる意見が多かった。

また、行政に望む取組として、「家族が相談できる場や学べる研修等の実施」や「総合的な相談を行うワンストップ窓口の設置」が必要であるという意見が多かった。